

衆議院 第百四十二回國会 文教委員会

(第一類 第六号)

二六六

出席委員		議員 島 豊君
委員長 高橋 一郎君		委員の異動
理事 稲葉 大和君		五月二十二日
理事 小川 元君		辞任
理事 肥田美代子君		補欠選任
理事 富田 茂之君		金子 一義君
理事 今井 宏君		岩永 峯一君
大野 松茂君		池坊 保子君
小杉 隆君		丸谷 佳織君
下村 博文君		野田 聖子君
中山 成彬君		山原健二郎君
渡辺 博道君		稲道山和泰君
中野 寛成君		松浪健四郎君
池坊 保子君		鷲山 邦夫君
丸谷 佳織君		旭道山和泰君
石井 郁子君		山原健二郎君
坂 展人君		糸屋 敏信君
出席國務大臣		同日
文部大臣 宮房長 小野 元之君		同月二十一日
文部大臣官房総務審議官 高 為重君		五月二十二日
文部省生涯學習局長 富岡 賢治君		教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(參議院送付)
文部省初等中等教育局長 池村 哲夫君		教科書の有料化反対等に関する請願(山原健二郎君紹介)(第二六九三号)
文部省教育助成局長 御手洗 康君		サッカーラジオ法の廃案、スポーツ予算の大額な増額に関する請願(山原健二郎君紹介)(第二七六一號)
出席政府委員		教育諸条件の改善に関する請願(谷畑孝君紹介)(第二七六二号)
委員外の出席者		君紹介)(第二七六三号)
議員 員 藤村 修君		同(中林よし子君紹介)(第二七六四号)
議員 員 肥田美代子君		同(春名眞章君紹介)(第二七六五号)
同(平賀高成君紹介)(第二七六六号)		同(東中光雄君紹介)(第二七六七号)
同(藤木洋子君紹介)(第二七六八号)		同(藤田スミ君紹介)(第二七六九号)
同(古堅実吉君紹介)(第二七七〇号)		同(不破哲三君紹介)(第二七七一号)
同(松本善明君紹介)(第二七七二号)		同(矢島恒夫君紹介)(第二七七三号)

同(山原健二郎君紹介)(第二七七三号)
同吉井英勝君紹介)(第一七七四号)
安心して学べる教育条件・学校施設の充実に関する請願(瀬古由起子君紹介)(第二七七五号)
は本委員会に付託された。

○藤村議員 本日の会議に付した案件

中高一貫教育の推進に関する法律案(藤村修君
外三名提出、衆法第一四号)
学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)
教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(参議院送付)

○藤村修君 これより会議を開きます。

藤村修君外三名提出、中高一貫教育の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。 藤村修君。

○高橋委員長 中高一貫教育の推進に関する法律案

[本号末尾に掲載]

○藤村議員 ただいま議題となりました中高一貫教育制度である六・三・三・四制の三・三部分である中等教育については、専ら六年制の中等教育法案者四名を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、戦後五十年を経過した現行の学校教育制度である六・三・三・四制の三・三部分である中等教育については、専ら六年制の中等教育学校において実施することを明らかにするとともに、その設置の促進に関する必要な措置等を定め、さらに、この法律の施行後十年を経て中等教育が専ら中等教育学校において実施されることとなつた後は、国立及び公立の中等教育学校の後期課程は本委員会に付託された。

その主な内容は、

第一に、この法律において中高一貫教育とは、
小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に
応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専
門教育を一貫して施すことをいうものとするこ
と、

第二に、中高一貫教育は、中等教育学校における
教育の目標のほか、ゆとりのある学校生活の中
で、多方面にわたる交流及び体験を通じた教育並
びに個性に応じた多様性のある教育を実施すること
により、自助、自立及び共生の精神を養うこと
を目標として、専ら中等教育学校において実施さ
れるものとすること、

第三に、中学校及び高等学校は、遅くともこの
法律の施行後十年以内に廃止され、中等教育は專
ら中等教育学校において実施されるものとし、國
立及び公立の中等教育学校の後期課程において
は、授業料を徴収しないものとすること、

第四に、都道府県は、あらかじめその区域内の
市町村の意見を聞き、かつ、区域内の私立の中学校、
高等学校及び中等教育学校の配置状況等を十分に
考慮して、区域内の公立の中等教育学校の整備
に関する基本的な計画である公立中等教育学校
整備計画を定めるものとすること、

第五に、都道府県に、条例の定めるところによ
り、中高一貫教育推進審議会を置くことができる
ものとし、審議会は、都道府県の教育委員会また
は知事の諮問に応じ、公立中等教育学校整備計画
等中高一貫教育の推進に関する重要な事項について
調査審議するとともに、これらの事項に関して、
都道府県の教育委員会または知事に建議するもの
とすること、

第六に、国は、中等教育学校の設置の促進に関する施策を実施するため、必要な法制上、財政上、または金融上の措置等を講ずるものとすることがあります。

なお、この法律は、平成十一年四月一日から施行することとしております。

私が提案者は、本法律案が成立し、施行されましたならば、十二歳から十八歳の心身の重要な発達段階における教育が、地獄とも言われる受験競争から解放され、ゆとりのある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を伸ばす教育を全国的に行えることとなるものと考えております。

さらに、高等学校全入時代の要請にこたえて、国公立における現行高等学校部分の授業料を無料とすることによって、保護者等の教育費負担を大幅に軽減することができるものと考えております。

○高橋委員長 これより内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○大野(松)委員 おはようございます。自由民主党の大野松茂でございます。中等教育学校について、何点かお伺いをさせていただきます。

中等教育学校についてでございますが、中高一貫教育が世間の注目を浴びておりますのは、一部受験エリート校の存在にもあります。こうも思っております。名声を確立したこれら受験エリート校への進学競争が激しくなっており、小学三、四年生から塾通いも多いと聞いております。

○高橋委員長 これより内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大野(松)委員 おはようございます。自由民主党の大野松茂でございます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

何とぞ、十分に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

資料によりますと、全国の中高一貫校は平成八年度で国立十三校、私立五百七十四校とあります。が、私立中高一貫の受験エリート校と言われるものはせいぜい三十校が四十校ぐらいなのではないなどとあります。

なお、この法律は、平成十一年四月一日から施行することとしております。

私が提案者は、本法律案が成立し、施行されましたならば、十二歳から十八歳の心身の重要な発達段階における教育が、地獄とも言われる受験競争から解放され、ゆとりのある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を伸ばす教育を全国的に行えることとなるものと考えております。

さらに、高等学校全入時代の要請にこたえて、国公立における現行高等学校部分の授業料を無料とすることによって、保護者等の教育費負担を大幅に軽減することができるものと考えております。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

何とぞ、十分に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

資料によりますと、全国の中高一貫校は平成八年度で国立十三校、私立五百七十四校とあります。が、私立中高一貫の受験エリート校と言われるものはせいぜい三十校が四十校ぐらいなのではないなどとあります。

さあ、この法律は、平成十一年四月一日から施行することとしております。

私が提案者は、本法律案が成立し、施行されましたならば、十二歳から十八歳の心身の重要な発達段階における教育が、地獄とも言われる受験競争から解放され、ゆとりのある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を伸ばす教育を全国的に行えることとなるものと考えております。

さらに、高等学校全入時代の要請にこたえて、国公立における現行高等学校部分の授業料を無料とすることによって、保護者等の教育費負担を大幅に軽減することができるものと考えております。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

何とぞ、十分に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

資料によりますと、全国の中高一貫校は平成八年度で国立十三校、私立五百七十四校とあります。が、私立中高一貫の受験エリート校と言われるものはせいぜい三十校が四十校ぐらいなのではないなどとあります。

さあ、この法律は、平成十一年四月一日から施行することとしております。

私が提案者は、本法律案が成立し、施行されましたならば、十二歳から十八歳の心身の重要な発達段階における教育が、地獄とも言われる受験競争から解放され、ゆとりのある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を伸ばす教育を全国的に行えることとなるものと考えております。

さらに、高等学校全入時代の要請にこたえて、国公立における現行高等学校部分の授業料を無料とすることによって、保護者等の教育費負担を大幅に軽減することができるものと考えております。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

何とぞ、十分に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

では先延ばしを繰り返してきたわけですが、私立学校においては、言うなれば先取り導入を実施して、それそれに相当の成果を上げてきていること

も事実でございます。

高校入試の弊害が指摘され続いているわけであります。少子化の急速な進行によりまして、高校入試は一時期に比べると易しくなつてきているとも感じております。高校全人に近い状況になつてい

るわけでござりますが、そうした今までの経緯を踏まえまして、そしてこの時期に実施しようとした理由は何かをお示しいただければと思います。

○町村國務大臣 委員御指摘のとおり、昭和四十六年、いわゆる四六答申と言われているものでございまます。そこでの指摘、あるいは昭和六十年の臨時教育審議会の第一次答申、こういう中で中高一貫教育の導入の提言があるわけでございます。

当時の議論としては、やはり受験戦争が低年齢化するのではないかというおそれ、そういう指摘があつたり、今委員ちょうど御指摘があつたように、まだまだ十五歳人口がふえていた、したがつて進学率の上昇に対応して高等学校の新増設といふものをむしろ優先しなければならなかつた、そういう背景があつたのだだうと思います。

しかし、その後、今委員御指摘のように、進学率も大体もう頭打ちというか、もう上限に近づいている状態、あるいは十五歳人口も平成元年度以降むしろ減少に転じたといったような実態、さらには、次第次第にそうやって高い進学率になつてき、そして、本人であれ親であれ、ある意味では教育に対する期待というのも、とにかく上の学校に行くということから、だんだんだんだんその子供の個性に応じた、あるいは能力に応じた、興味・関心に応じた、そうした多様な教育ニーズというものにこたえられる、そうした学校制度といふものが必要なのではないだろか、そうした社会的な求めが、要請があつたのだだうと思います。

文部省も、これまで、普通校と職業校、専門校

との間のようない総合学科というのを平成六年度か

ら

設けるおつもりなのかどうかをお伺いいたします。

○辻村政府委員 今先生のお尋ねの点でございま

すけれども、現行の中学校、高等学校の制度に加えて中高一貫校を設置する、それは中等教育の多様化を進めることが基本の考え方であるわけ

でござりますけれども、今先生御指摘のとおり、

その状況は、都会部とそうでないところ、その他

さまざまにあるわけござります。

したがいまして、この中高一貫校をどんな形で改めて中高一貫の必要性というのがうたわれた

わけだ、こう理解をいたしております。

まえまして、平成七年度からの中等教育審議会に

おける審議で、平成九年度、昨年度の第二次答申

では、前回の審議でも申し上げましたけれども、

いわゆる学力検査でこの中高一貫学校に選抜はし

ないということを今回明記いたしましたので、そ

しては、前回の審議でも申し上げましたけれども、

その状況でございます。

したがいまして、そうしたいろいろな変化を踏

まえまして、平成七年度からの中等教育審議会に

おける審議で、平成九年度、昨年度の第二次答申

では、前回の審議でも申し上げましたけれども、

その状況でございます。

したがいまして、こうした形と並びまして、既

に彈力化・多様化の傾向を見せ始めている、こん

な状況でございます。

したがいまして、そうしたいろいろな変化を踏

まえまして、平成七年度からの中等教育審議会に

おける審議で、平成九年度、昨年度の第二次答申

では、前回の審議でも申し上げましたけれども、

その状況でございます。

したがいまして、こうした形と並びまして、既

に彈力化・多様化の傾向を見せ始めている、こん

な状況でございます。

したがいまして、こうした形と並びまして、既

すが、大臣の御所見をいただければと思います。

○町村国務大臣 先ほどもちょっと申し上げまし

たが、この中高一貫校が受験エリート校を目的とするものではない、また、そうならないよう選抜というものを考えていくということを申し上げました。

幾つかの中高一貫校の特色的パターン化を中心審の答申はやつております、例えば、じつくりと学べるような学校にしようとか、あるいは国際化に対応ということを中心とした学校にしていくこととか、あるいは情報化対応ができるとか、あるいは地域の伝統文化というものを重視した学校にしていこう、七つのほどの考えられるパターンといふものを描いたわけですが、当然でありますけれども、その中には、受験戦争に強い中高一貫校という、そういうパターンはもちろん入っていないわけございます。

したがいまして、今委員御指摘のような総合学科というのは、確かに中高一貫教育の趣旨に沿ったタイプの一つであろう、御指摘のとおりだらうと思いますが、それしかいけないというと、また選択肢がある意味では狭めてしましますから、それも一つのパターンとして十分考えられるわけでございますが、逆に普通科の中高一貫というのがあります、逆に普通科の中高一貫というのがあつたとしても、それは受験エリート校ではなく、先ほど申し上げましたような特色あるそつした学校に育していくことが大切なだろうと思ひます。

なお、ついでにもう一つ申し上げたいのは、中高一貫ばかりが特色ある学校ということではもとよりございませんで、既存の公立の中学校も高等学校も、あるいはもつといえれば小学校でさえも、もつとこれからは特色をいかに持つか。中高一貫だけが特色があつて、他の既存の学校には特色が必要ないのかといえば、決してそうではない。既存の六・三・三も、それぞれ校長先生のリーダー、保護者の協力を得て、できるだけ特色のある学校づくりというものをこれから目指していくこと、

そのためのいろいろな工夫が必要なのだろう、こう思っております。

○大野(松)委員 すぐれた才能をはぐくむという

ことも実は大事なわけなのでして、受験受験ということの中ではなくて、やはりそういう個性を伸ばしていくということも教育の中には大事である

ということを大臣もお話をなすておられると思

うわけでありますけれども、私も大事だと思っております。

ところで、こうした学校をつくっていく上での心配事の中に、進路変更の問題がございます。

中等教育学校では、心身の変化やあるいは個性、適性が明確になつてくるこの時期に、同じ学校で六年間通うということになるわけなんです

が、その過程におきましては、六年制学校に適応しないことが明らかになつたり、あるいはまた

十二歳とか十五歳という時代でありますから、みずから進路選択に疑問を持つことがありますから、決して不思議ではないと思います。中等教育学校制度が生徒の選択の幅を広げるということを目的としていることからいたしますれば、途中の進路変

更についても柔軟に、そして円滑に対応すべきものと思つておりますが、いかがでしょうか。

実は、現在、高校中退者が十万人ということがよく言われるわけであります、大きな問題でございます。私は、この中退という言葉、中退退学といふ言葉は非常に挫折感ばかりが強調されてい

る、このような感じを持つておりますが、生徒自身の負うハンディも極めて大きいと思うのです。

生徒の意欲やさまざまな可能性を期待する上から、中退、中途退学という表現を進路変更といふ言い方に変えたらいつかか、このことが生徒にさらなる挑戦への自信を持たせることになると思ひます。

ただ、その中退学、退学という言葉をすべて進路変更というふうに変えてしまってということになりますと、それぞれに定義が異なりますのでかなりアブリりますけれども、ということで、その点は、言葉としては残ざるを得ないと思ひます。

そういう積極的な面をとらえた形で退学といふのを考えていくということ、そういう趣旨につきましては十分理解をするつもりでございます。

○大野(松)委員 高校入試の改善についてであります、こうした新しい学制上の取り組みも始まります。ですが、ゆとりの中で生きる力をはぐくむためには、過度の受験戦争の緩和、これが何よりも必要だと思います。中高一貫教育の導入の意義もここにあるわけでありますけれども、高校進学率九七%、生徒の減少する現状からいいましても、ほぼ全人が可能になってきており

おかなければならぬことだと思っております。前期課程を終えて後期課程に入る段階で進路変更

する、それは当然中学校卒業といふことで新しい進路を開かれていく、これはもう制度的にそのとおりでございますが、加えて、中途で進路を変更するということの場合にも柔軟に対応できるようになります。

後期課程に進んで後に進路変更という場合、これは現在の高校間の転校ということと同様の形で行い得る、こういうふうな形で対応していただきよう

に従事しております。それから、

しておくことが必要だと思っております。

したがいまして、前期課程の中途で進路変更するという場合、これは中学校間の転校と同じよう

な形で行うということをございます。それから、

しておくことが必要だと思っております。

したがいまして、中期課程の中途で進路変更するという場合、これは中学校間の転校と同じよう

な形で行うことを必要だと思っております。

したがいまして、さつき申し上げましたが、各

学校が特色をこれから競い合う時代だろう、こ

ともに、その選抜方法についても、十五歳の時

点で知識量の多寡を競い合うことに集約され

るといった画一的な面がある、こういう問題点が

指摘をされているところをございますし、私ども

もそういう認識を持つていております。

○辻村政府委員 ただいま先生から一つのお尋ね

がございました。

一つは、中高一貫校に入学後の進路変更の問題

入試というのとは、人生の大きな試練として私は意味はあるとは思いますが、高等学校における入試選抜の改善を進めることもこの際大事なことだと思います。どのような取り組みをお考えか、お伺いいたします。

○町村国務大臣 御指摘のとおり、高校入学者の選抜問題、これは昨年六月の中央教育審議会答申の中でも、いわゆる影響力のある特定の高等学校において受験競争が依然として厳しい状況にある

こと

とともに、その選抜方法についても、十五歳の時

点で知識量の多寡を競い合うことに集約され

るといった画一的な面がある、こういう問題点が

指摘をされているところをございますし、私ども

もそういう認識を持つていております。

したがいまして、さつき申し上げましたが、各

学校が特色をこれから競い合う時代だろう、こ

ともに、その選抜方法についても、十五歳の時

点で知識量の多寡を競い合うことに集約され

う、私はこう思つております。

したがいまして、私は、高校入試を一概に否定すべきではない、ただ、試験のやり方そのものは、先ほど申し上げましたような画一的な、とにかく一点の差を争うようなことではなくて、特色あるものにさらに各都道府県の御努力を願いたい、かよううに考えております。

時間がなくなりましたか。最後に、皆大日本を伺いしたいのですが、教育改革に関する議論では、入り口、入学試験についてのことが中心になつております。入学試験の改革、入試改革についてでございますが、反対に、出口に関する議論が少な過ぎるよう思つております。

大卒の就職に際しまして、企業が出身大学の多寡で前を一切考慮せず選考するようになつたら、試験院の制度も随分変わるものではないかと思います。例えば、有名大学であろうがなからうが、大学で何をやつてきて、どんな実力を備えているか、何ができるか、これが問われるようになつたら、受験準備の學習というものは意味がなくなつてくるよ
うに思います。

経団連が一昨年の三月にまとめた調査では、採用の際重視する事項、このトップは熱意、意欲でありまして、八六・七%でありました。出身学学校はという問いには、五%にすぎないものがあります。一方で、経済同友会の昨年三月調査では、学校名は聞かないが一五・五%にすぎないのであります。また、八一%の人が、学歴偏重の意識は是正される、こう答えているわけであります。

このことは、大学のブランド名で人間を評価していくことが錯覚だったと企業が気づき始めたと思うところがありますが、この風潮が広がれば加熱な受験競争が緩和され、それこそ教育改革が進められることになる。こう思うわけでありまして、大臣の御所見をお伺いできればと思います。

まして、じきじきにそのことはお願いをしてまい

りました、すなむち、今委員會指揮の、学履を問
わないで企業が採用をやっているというところも、
随分ふえてきていますよ、ぜひそれぞれの傘下企
業にそういうことを指導方願いたいということを
お願いしてまいりました。

まさに子供が、大学なりあるいは高校なりで何
がその子供に身についているか、何を学んだかと
いうことが大切であつて、どこの学校を出たとい
うことは本来であれば二の次、三の次であろうか
と思います。だんだんそういうふうになつてしま
りますし、逆に、本当に真剣に採用をやっている
会社は、学歴だけで採用していくたらこの会社は
つぶれてしましますとまで断言をする経営者も隨
かにいます。

私は大変いい傾向だと思っておりまして、そういう意味では、逆に言うと、大学生になつて遊びほうけていたらば何も身につかないんだから、ちゃんととした希望するところには行けないよといふことをもう一度改めて大学でしつかりより徹底することが、レジャー大学ではなくて勉強する大學、しつかり学ぶ大学に変わつてくる非常にいい分かれてきております。

きつかけになるのだろう。こう思っております。
学歴主義ではなくて、実力本位とでもいいましょうか、そういう人物本位の採用が行われるようになること、まさに私たちが念願をするところでありますし、そういう方向でさらに今後も働きかけを強めていきたいと考えております。

○大野(松)委員 どうもありがとうございまし

○高橋委員長 以上で終わります。

○安住委員 次に、安住淳君。

民主党的な安住でございます。

これまで、この学校教育法の改正案について、参考人の意見聽取を含めて随分と議論をしてまいりました。それぞれにメリットもわかつたしダメリットも認識をしましたが、私は、今までの議論を聞いておりまして、きょうは締めくくりの総括でござりますから、最初に、今なぜ中高一貫教育

を前向きにとらえてやろうと思つていらっしゃる
へ。

つまり、一九七一年に初めてこの問題が出たころ、受験競争が大激化をして、そしてそれぞの学校現場が荒れ始めた時期なわけです。が、それ以来、何度かにわたって中高一貫をやるべきだという答申が出たにもかかわらず、文部省は一切そのことは、ある意味ではその答申といいうものを生かさずこぼしてしまった。しかし、ここに来てこの

改正案を出して、中高一貫に踏み出そうとしている。今なぜこの法案を出したのかということに対ししては、実はこれまで納得のいく御答弁というかお話を聞いておりませんでしたので、きょうはその点について、まず訂正大臣にお話をお伺いしておきたい。

たいと思います。
○町村国務大臣 安住委員御指摘のとおりでござりますが、四六答申以降、中教審等々でも指摘がありながら、実施はしてまいりませんでした。基本的には、当時まだまだ十五歳人口がふえている、したがって、進学率の上昇への対応、人口の増加、したがって、高校の新增設を優先すると

いうのがやはり一番大きな課題であつたのだろうと思います。それが昭和五十年代までの文部省の基本的な務めだつたろうし、考え方であつたと思います。

しかし、その後次第に十五歳人口も平準化し、むしろ減少に転じてきました。さらには、もう平成二年度ごろには進学率が九五%を超えるという今日とほぼ近い状態が生まれてまいりました。そして、

そういう中で、非常に多くの子供たちが高校に進むわけがありますから、その能力・適性も相当多様化してまいりますし、興味・関心も非常に多様化してくる。では、こうした多様化に対応した学校の制度はどうかというと、ある意味では非常にシンプルな六・三・三という形で、他の選択肢がないということであつたわけであります。

もちろん、その中でも、今まで強調されてきましたが、既存の小学校、中学校、高等学校、せんでしたが、

公立であつても、私学でいうところの建学の精神

としきたまよな特色的ある学校づくりをこれがやら
やつていつてもらいたい、そういう時代が今までさ
に来ている。また、その特色に応じて選択ができ
るようにするということが必要なんですが、やは
り中高一貫という制度的な特色も持たせる。そし
て、その中で特色のある教育、六年一貫してゆと
りのある教育が行えるようになるということがま
さに生徒のニーズであらうし、保護者のニーズで

いろいろし、また社会のニーズにこたえた姿になる
というふうに私ども考え、今回改めてというか初
めて中高一貫の制度を導入してはどうだろうかと
いう御提言、こういう法案を出させていただいて
いる次第でございます。

わかります。しかし、それは七年というよりも、もつと前から私立の学校ではそういうことをやつていたわけです。

私が伺いたいのは、なぜ公立で今これをやるのか。逆に言えば、今の学校の現状に対する認識というものはどういうものなのかということを私は質問をしたいのですね。

私は、前に文教委員会でも質問申し上げました
が、私の地元の高校も、中学校から高校に上がる
ときも、商業高校や工業高校等の専門学校はいっ
ぱいあります。しかし、本当にそこに希望して行
く子供たちというよりは、成績に応じて、何点く
らいとれるからこここの学校という、日本の教育の
現状というのは、現場は今そういう傾向というの
が残念ながら強く、否定できないものがあると

私は思うのです。
しかし、六・三・三制を守つて、そのいわば硬直した現状を五十年近くにもわたつて、言葉は悪化をうながすが、放置をしてきた責任というものは私はあると思うのです。やろうと思えばもつと早くに、十五の春は泣かせないと書いた知事さんがいらっしゃいましたけれども、この現状というものにまつと目を向ければ、早い段階でこうした改革案をやや柔軟な対応というのは文部省はできたのじやない

いかと私は思うのですが、それを今までやつてこなかつた。そして、今なぜそれをやろうとしているのか。もう少し現状に対する認識、これは反省を踏まえてやはりきちつと総括をしないといけないと私は思うのですが、いかがですか。

○町村国務大臣

確かに、委員御指摘のような反省を私どもも持つております。

立つて今回の中高一貫の法律を出させていただいているというふうに御理解をいただければと思

います。

ただ、やはり量的拡大に対応していくというのは、実際本当に大きなニーズであつたことは間違いないが。しかし、今委員御指摘のように、まさに偏差値というか点数というか、そのたつた一つの基準で、学校の特色もないままに輪切り状態をつくられ、君の点数はこの辺だからこの学校だよといふ、本人の個性なり将来展望もないままに振り当たられていく、全員が入れるという姿というのは、私は、決していい姿だとは思つております。

だから、問題は、例えば農業高校とか商業高校、

工業高校、そうした本来の特色のある学校はいざ知らず、普通科の高校が、あるいはもっと言えば今までの小学校、中学校もそうですが、特色がないことをもつてよしとした。どこへ行つても同じだよという教育の機会均等を主張してきた。そうした大きな歴史的背景が戦後あつたわけでありますが、私は、もうこれだけ普及してきた暁に、なつかつ機会均等、どこの学校も同じであることをもつてとうとしなすという、そうした平等の行き過ぎた考え方、もつと言えば戦後教育の一つの弊病である悪平等をこの際変えようではないか。

そういう考え方方に立ちまして学校制度の多様性といふのを求めていく、そういう意味の選択肢を拡大するという必要性を私どもは考えておりま

す。

だから、既存の小中高も、学校がいかに特色を持つか、校長先生のリーダーシップのもとに持てるか。ただ、個々の学校の特色にとどまらず、制度としての特色もあつた方がいいのではないかだ

らうかといふようなこともあります。また、委員御指摘のような、やはり高校入試の点数だけでというのをやめる一つのいいきつかけになつてくるのがこの中高一貫の学校の考え方である、このように私は理解をし、反省の上に立つて今回の法律を出させていただいています。

○安住委員 私どもは、多様化、それから学校の特色を生かした、いわば地方自治体における自主性の尊重、こういうことをずっと訴えてまいりました。だからこそ、この中高一貫に対してもより積極的に推進をすべきであるという考え方をしています。私は、今のお話を聞くと、大臣もそういう認識でいらっしゃるのかなとは思います。しかし、この法案というか、これが設置されていくまでの個別の問題については後でちょっと触れさせていただきますが、あと一、二問少し質問させていただきたく思います。

多様化というお話を何度も今回の委員会で文部省の方々は使いました。しかし、中高一貫のこの法案で見る限り、とりあえずスタートしたときに、私は、多様化というのは、日本全体から見れば、確かにこういう制度が風穴を開けたという認識はあるかもしれません。しかし、言葉は大変悪いのですが、つまみ食いというふうな別の使い方をする人もいるのです。

つまり、エリート校化、それから特色があると云ふことは、結局は、例えば野球の非常にうまい子供たちだけを集めて、今甲子園で優勝しているのは私立の学校ばかりですけれども、公立の中高一貫であれば、そうしたところに食い込んでいく

程度の差別化も同じなんですね。違わないのですよ。ただ、教育の世界で今まで差別というと、これはとんでもなく、まあそれは教育以外の世界でもそうでしょう、差別というと非常に悪い意味合いで使われます。しかし、子供なり親なりが選択肢があるという意味では多様化と言おうが差別化と言おうが違ひがないのだろう、こう思います。ただ、余り差別という言葉がよくないので、そういう言葉は使わない、多様化だということだろうと思います。それは何を意味するかというと、まさに子供の一人一人の個性に応じた、そうした学校を多様に準備しておくことであろうと思います。

では、それが例え全県に一つとかあるいは二つとかということにとどまつたのでは差別化になるのではないかという今委員の御指摘がございました。最終的にどのくらいの数になるかといふことを予断を持つて言いつらうのであります。なるほどこれはいいものだということでだんだん認識が深まっていけば、それぞれの地域で設置される学校はどんどんふえていくでしょうし、先ほど民主党初めの御提案で、たしか十年後にするべくはそれを全く否定するつもりはありません。そういう姿になることもあり得るかもしれないが、あらかじめそれを目標としてというほど言い切れるかどうか、まだ私どもも、もう少しやはり試みてみないとならないな、こう思つております。

これを、多様化というか、特色のあるというふうなものに変えていくというか、差別化ではなくて多様化というものにしていくというのは、私は、実感返しにやはり差別化という問題がどうしてもついてきているのではないかと私は思つのですね。それが何を意味しているかといえば、多様化のところにいよいよ差別化といふことになれば、いわゆる差別化といふことに多分なつてこないのだと

しかしそこでとまつては、五ヶ瀬じやありませんけれども、やはり競争率が十倍にもなつて、実はなかなか入りにくい学校で終わってしまうのではないか、そういうふうに思つております。

○安住委員 法律的に言えば、教育の世界というものは地方分権が大変進んでいます。つまり、教育委員会や設置者がかなりの部分ができる。しかし、私の認識では、これは意見が分かれるかもしれませんけれども、地方にて何か教育の問題で困ったときには、今までずっとどうしてきたかというと、必ず文部省に意見を聞いて、文部省がしきるべき行政指導をやつてきて、そこである程度の地方の教育者は安心感を持って、そしていろいろなことを運営してきた。

実は、自立のできない地方、自立のできない自治体、それ以上に自立のできない教育委員会、それから自立のできない学校というのが公立高校は非常にあって、それを自立させようとという意識が本当にあつて、それを自立させようという意識が本当にあつたのが公立高校に對しては、私は実は非常に前から疑問を感じてきました。

つまり、どこかのところで、自分の手の中で、市町村の教育委員会、それは歴史的に、思想的な教育を含めて、日教組との対立等非常に深刻な問題があつたといふことは認識します。しかし、そとはいいながら、自分たちの自主性に応じて何でも思い切つたことをやろうという意欲を地方自身が本当に持たなかつたという地方の問題プラス、文部省がそれに対するどういう姿勢であったのかという、ここに教育の言つてみれば中央集権といいますか、そういうもののというのは暗黙の了解の中にあつたと私は思つのです。

しかし今回、山村局長の答弁でも何度も伺いましたが、それに対するどういう姿勢であったのかといふことは、設置者が決めるのだ、地方自治体がそういうことをどんどんやつてくれます。しかし実際に、各種調査等々を見ても、非常に地方は、文部省が果たしてこれを積極的にやろうとしているのかどうか、文部省はエリート校だけ一つづくればあとはいいのかとか、

顏色をうかがつて、実際に――本当に地方が、こ

のいい機会というか、せっかくのチャンスを生かしていって、どこよりも最初に学制改革をやろう、自分の県や自分の市町村で生まれ育った子供のために、今の閉塞的な、私は閉塞感がはつきりあると思いますが、閉塞的な高校や中学校の現状を改めていこうという意欲が本当に出てくるかどうか、ということに対しても、私は非常に疑問を持つておるわけです。

ですから、このことを機会に本当に自立をして

もらう、自己責任に基づいて、教育行政は地方政府が責任を持つてやってくださいということをやはりちゃんと文部省は姿勢で出していかないといけないと私は思うのですけれども、いかがございま

○町村国務大臣 今、委員は大変重要なポイントを御指摘いただいたと思つております。

改訂をしたわけでございますが、非常に幅広いものでありますので、私はあえて四本柱という形で今の教育改革プログラムを皆さん方に御説明しております。第一番目は、「心の教育」、それから二番目

目は、今回の中高一貫を含めて多様な選択ができる学校制度の実現、それから三番目が、学校現場の自主性を尊重した学校づくり、教育づくり、それから四番目が、研究の振興とか大学の改革とい

うことでございます。
もちろん、それぞれオーバーラップする部分があるわけですが、今、例えば現場の自主性を尊重した学校づくりということで、中央教育審議会

議会が三月の末に中間報告を出しました。夏には最終答申を出してもらおうと思っておりますが、その課題は、今後の地方教育行政のあり方、要するに一言で言うと、教育の分野でどれだけ地方分権を進めることができるかということがその最大の課題であります。

が、それをさらに超えて、文部省の役割を明確にしつつ限定する。そして、できるだけ都道府県、市町村教育委員会にその権限をお渡しをしてい。町村教育委員会は、その権限をお渡しをできるか今議論をしているわけですが、校の管理を含めて、できるだけ学校現場が物事が、それらに権限をとどめずに、学校現場、学校校長先生にそうした予算、人事、どこまでそれが大変大きな責任を学校現場、校長先生中心に持っていたら、どうぞやっています。そのことは、まさに委員が言わされました、今までややもすると中央集権的であつたという批判があるし、そうした一面があつたことを私はあえて定はいたしませんが、本格的に、この中高一貫のそうでありますし、同時に、教育行政全体をでるだけ地方中心というか、学校現場を中心に推進されるようにしていくことが趣旨でございます。ただ、その話をすると、ちょっと待てよと。例えれば最近の広島県の学校の実情などを見て、ああいう状況があるにもかかわらずどんどん地方分権していくのか、そういう批判といいましょうか懸念をあらわされる向きもございます。確かに、私もそういう懸念がないではございません。しかし、それを恐れるが余り、基本的な地方分権をやらなければいけないというわけにいかない、私はこう思つております。

ただ、余りにも目に余る事態等々については、文部省が指導助言できるようにはしておきましょうという最後の一線だけは持たせていただきますが、基本的なことはどんどん学校現場中心に物事が決められるようになります。そして生き生きとした特色ある学校づくりをやれるようにしていくことが、これが決めるべきです。なぜなら、安住委員私は、ちょっとと見えが悪いかもしけれども、こう思つているのですよ、大臣。

野球をやっていますよね、私は、文部省といふのはアンパイアであるべきだったと思うのです。ところが、いつの間にかアンパイアが、言つてみればそれぞれの学校が野球のチームだとすれば、監督やコーチがアンパイアの顔を見ながら、選手のユニホームをどうしましようか、それから次は何を投げましょか、ストレートを投げましょか。つまり、アンパイアがいつの間にか中心になつて、グラウンドも仕切ります、チームも仕切ります、末にはバッターの打順まで全部決めますといふ。法律上は、選手の皆さん、監督の皆さん好き嫌いにやつてくださいと言つておきながら、実際はそんなどついてない。

私はそこが非常にやはり、いや、そんなことはありませんよとおっしゃるかも知れないけれども、しかし現実に我々が、例えば私の地元の宮城県に帰つてだれに話を聞いたって、極端なことをいえば、国會議員の先生お願ひしますみたいな話になるわけですね。

そこに学校長を含めた自主性のなる、学校の校長室の写真が、創立当時は立派な校長先生の顔だつたけれども、最近は何かサラリーマンのような顔ばかりが学校の校長室の写真に並んでいると言つたP.T.A.がいたと言いましたけれども、私はそういうふうになってきたと思うのです。だからこそ、本当の意味で分権をしていく。それは地方の責任に応じてやっていく。

しかし、大臣、それは財源もそうであるべきだ
と思うのですよ。財源の部分だけ国が持つて、制
度的な問題は、地方の皆さん、好きにやつてください
といつたって、なかなかそうはいかないと思
いますから、そこまでちゃんと踏み込んでやつ
いただけるかどうかということが、私は教育の分
権にとつても非常に重要な問題だと思います。
れはちょっと法案と趣旨が外れますから、手短く
結構ですから、意見を聞かせてください。

○町村国務大臣 アンパイア、ブレーヤーの例えは大変わかりやすいお話かなと思います。確かに

大きな政治状況として、日教組対文部省という構造があつたことも事実でございましょう。しかし、日教組もここ三、四年大分方針を変えてこられたという意味で、ある意味では安心して地方にお任せできる政治状況も生まれてきたということを、私、先般も申し上げたわけでございます。

確かに、何かというと教育委員会の方を見たり文部省を見たりという、長年のそつした習慣が身につきちやつているという面もあります。それはいけない、もうそれはえていこうということがまさに今回の教育改革であるし、そのための意識改革も当然必要でございます。

じゃ国がどういうことをやるかというと、例えば、さつき財源というお話をされました。施設整備、学校を建てたり改築したり、あるいは一番大きいのは人件費の二分の一補助でございます。これは確かにあります。本当は大蔵省あたりは、全部地方の負担にしてもらった方がこれは物すごく楽になりますから、どうぞお渡ししますと言つて、歳出権だけ与えて財源を渡さない。これは最高

悪だらうと思います。でも、私ども、その半分の
人件費補助を出しているから、それをてこにあれ
これ地方のあり方、学校のあり方に、個別にまで
口を挟むということはない。

しかし、委員がおっしゃるように、そもそも日本本の財政構造全体を変えなければというお話であれば、それはそういうことがこれからまさに検討されるのだろうと思つておりますが、教育の分野だけの財源というのが、特に特定財源が歳入といふ意味ではあるわけぢやございませんので、それ

はいかんともしがたい。国全体の財源、財政構造のあり方という意味では御指摘のとおりかな、う思つております。

それから、さつき私、地方分権推進計画はもうできたと申し上げましたが、ちょっと記憶違いでありますて、五月末ごろに策定をする予定であるということで、ちょっと訂正をさせていただきま

○安住委員 それでは、現実にこの中高一貫教育す。

を推進するという点での個別の問題点について少し触れていただきたいと思います。

大きな方向性というのは、私どもが考へている現状の認識等は御理解をいただきいたのではないかなと思いますので、その上に立つて少し問題点をお話したいと思います。

まず最初に、先日、五ヶ瀬の前の校長先生のお話を委員会で聞かせていただきました。私は非常に感じたのですけれども、よく考えてみると、五ヶ瀬の中高一貫校は現行法でやっているわけです。

よね。そうですね、大臣。法改正をしなくても、現行法でもやろうと思えばできるということございますか。つまり、県立の中学校をつくつて設置者を一つにするというふうな形であれば、これはやろうと思えるべきですけれども、できるかできないか、簡単に答えていただけないですか。

○山村政府委員 五ヶ瀬の中・高をどう見るかということでおざいますけれども、この間、参考人としての前の校長先生のお話を聞いて、ああいう形の中高、それはそれでやり得るわけでござります。運用としてやられている。

ただ、例えば、財源について申しますと、現在の制度では、給与費あるいは施設整備費に対する

国庫負担というものは、市町村に中学校の設置義務がかぶっているということで、市町村立の中学校については国庫負担の対象になつておりますけれども、都道府県立の中学校については国庫負担の対象になつておません。

したがつて、五ヶ瀬につきましては宮崎県が県の単独負担という形で行われているわけでございます。これは、全国的に中高一貫校を本格的に整備していくといふところで大変大きな問題でございます。そういう意味では、ある特定の学校で事実上の中高一貫が行われるということがありますけれども、そこに一つの大きな問題があるといふことでござります。

それからもう一つは、やはり制度としては、中学校、高等学校という別個の形で行われております。

す。中高一貫の形態として併設型や連携型もありますから、そういうものでとどまるということがあります。あれば、それは事実上類似のこともあり得るかもわかりませんが、形として、例えば中等教育学校のような本格的な新しい別種の中高一貫校ということになりますと、できません。そこで、教員の人事の問題ですか、あるいは教育課程の編成でありますとか、一応別個の独立した学校がそれぞれ協議しながらという形をとらざるを得ないわけになります。

そうした運営の面におきましても、法律の整備のない段階とそうでない段階とでは大きな違いがあると思います。そうした点、大きな課題があるというふうに思つております。

○安住委員 我が国の公立の中学校というものは市町村が設置母体ですね。県立の中学校というのは市は、全国での五ヶ瀬しかないはずです。

ということは、今の話を聞くと、どうしたことですか、県立の中学校をこれからふやしていくということです。要綱の中ではそういうことを書いてありますね。それが、それでも、市町村が設置者になる場合に、それに対して財政的な支援も含めてやつしていくのか。どつちの方にウエー

トを置いているのですか。

○山村政府委員 説明がちょっと不足していたかと思いますが、県立の中高一貫校ということ、中には前期課程として中学校が入つてくるわけでござりますが、そつした形のものを県がつくる場合、それから併設型といいまして、別個に独立はしておりますが、その間は入試なしでつなぐという、

そうした形の中高一貫校、こういった二つの種類につきまして、中学校の部分あるいは前期課程の部分につきましての教職員給与費とか施設整備費とかというものについて国庫が負担をするということが対しまして、高等学校につきましては、高等学校に係る財政負担あるいは教職員の人材確保等から見まして、都道府県が広域的に処理をすることが適当であろうという観点から、御指摘がございました高校標準法におきましては、原則として都道府県がこれを設置するということにいたしました、一定の人口規模、十万人以上、かつ高校を設置するだけの十分な財政上の能力を有する、こう認められる市につきましてこれを設置す

ることができる、こうしていわゆる「五ヶ瀬」です。

今回、中等教育学校につきましては、中等教育学校が義務教育相当部分を持つていてこと、また一方で高等学校相当部分を持つていてことから、高校標準法三条の設置能力に関する規定は

国庫負担の対象とする、そういった形で中高一貫校を推進していく考え方でございます。

○安住委員 今学校をつくるとなれば、例えば高校標準法がありますよね。こうしたことを考えると、私は、これは想像ですけれども、市町村が結果的には設置者になる可能性が非常に大きいのではないかかなと思うのです。県が一々県立の中高一貫をつくつてやつていくというのではなく、市町村が今持つてある中学校と、近郊にある例えば

高校や何が、連携型、併設型という形でアクセスをするといいますか、そういうやり方で実は進んでいく可能性が今までいくと高いのではないかなと思っております。

しかし、それにつけても、今の高校標準法、例えば三条の二項では設置の条件等が書いてあります。こうした問題は、改正をしないと実はこれは進まないのではないかなと思っておりますが、中高一貫をめぐる周辺の法整備これをどうお考えになつておられるのか、お伺いします。

○御手洗政府委員 現在、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第三条におきましては、「公立の高等学校は、都道府県が設置するものとする。」第二項で、「政令で定める基準に該当する市町村(市町村の組合を含む。以下同じ)は、高等学校を設置することができるものとする。」こういう規定がございまして、この規定につきましては一切改正をしておりません。

したがいまして、中等教育学校につきましては、新たにこのような規定を置くことをいたしておりませんので、法令上は、市町村も都道府県も、法律論から申し上げますと、どちらも自由に設置することは可能であるということにしておられます。

これに対しまして、高等学校につきましては、高等学校に係る財政負担あるいは教職員の人材確保等から見まして、都道府県が広域的に処理をすることが適当であるという観点から、御指摘がございました高校標準法におきましては、原則として都道府県がこれを設置するということにいたしました、一定の人口規模、十万人以上、かつ高校を設置するだけの十分な財政上の能力を有する、こう認められる市につきましてこれを設置す

ることができる、こうしていわゆる「五ヶ瀬」です。したがいまして、法令上は、市町村及び都道府県、いずれもが原則として設置できるというような規定のしぶりにしているところでございます。

○安住委員 御手洗さん、それは、要するに適用しないというふうな改正案を出すということですか。

○御手洗政府委員 現在、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第三条におきましては、「公立の高等学校は、都道

府県が設置するものとする。」第二項で、「政令で定める基準に該当する市町村(市町村の組合を含む。以下同じ)は、高等学校を設置することができるものとする。」こういう規定がございまして、この規定につきましては一切改正をしておりません。

したがいまして、中等教育学校につきましては、新たにこのような規定を置くことをいたしておりませんので、法令上は、市町村も都道府県も、法律論から申し上げますと、どちらも自由に設置することは可能であるということにしておられます。

これに対しまして、高等学校につきましては、高等学校に係る財政負担あるいは教職員の人材確保等から見まして、都道府県が広域的に処理をすることが適当であるという観点から、御指摘がございました高校標準法におきましては、原則として都道府県がこれを設置するということにいたしました、一定の人口規模、十万人以上、かつ高校を設置するだけの十分な財政上の能力を有する、こう認められる市につきましてこれを設置す

トするということを現時点ではやはり文部省はしていかなければならぬのではないかと思います

けれども、いかがでございますか。
○町村国務大臣 財政支援、どのくらい、どういう
う分野でやるつもりか、こういうことであるわけ
であります。が、現在も、その支援を拡大するため
に、今回の御提案の中にも、公立義務教育諸学校
の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の
標準等に関する法律の改正、市町村立学校職員給
与負担法の改正、義務教育費国庫負担法の改正、
義務教育諸学校施設費国庫負担法等々の法律改正
を一括してお願ひしているわけでございます。
さらに、法に基づいて国の助成をふやすこと以
外にも、予算補助という形もあつたかな、こう思つ
ております。まして、例えば中高一貫校の設置を奨励する
ために、中等教育学校の後期課程、すなわち高
校部分、それから併設型の高等学校に係る施設整備費
、これは法律上の補助も予算上の補助も今ない
わけであります。が、今回、これは来年度以降の話
でありますけれども、来年度以降の予算補助で、
そうした高等学校対応部分の施設整備費について
も予算補助をするという形で支援をしていきたい
な、このように考えておられるわけであります。
○安住委員 その点については、文部省のサポー
トといいますか、そういうことをぜひやっていただき
て、さつきの野球の例えで言えば、いい方向
にとりあえずはそれぞれのチームを導いていかか
いといけないとと思うのです。しかし、そのうち必ず
は、また文部省自体がスリムになつて、アンパイア
アはアンパイアに徹するときというのは絶対采決
いといけないと私は思うし、前向きに評価すれば
ではないかと私は思つておりますから、その
点を御要望をおきたいと思います。

うな割合でどれぐらいになつていいかというふうに、これは答えられないと言うかもしれませんけれども、やはりそういう想定を考えながら行政などといふのはやるべきだと私は思いますからお伺いしますけれども、例えばこれは推進する方向を前提に考えれば、十年後の我が国の中等教育というのはどういうふうなイメージになつてていると思つてはいらっしゃるか、その点をちょっと大臣の見通しで結構でございますが、お話ししていただけますか。

それぞれの学校がそれぞれ自主的にそういうことをやってください、文部省はそのことに対しても見通しを持ちませんと。しかし私は、これは容易に想像できる」とはまるのですよ。つまり、これは事実上、六・三・一は制がある意味では変えるわけですからね。現状の中学校三年から受験をして普通の高校なり商業校なりの三年に行くのと、もう中学校のときから事実上、これはエスカレーターで上がれるといふようにみんな認識しますよ。それぞれの地域のうちにその学校が二つ。

例えばこっち側に四校あって、こっち側に二つあれば、それはみんなとは言わないけれどもなりの、もう定数割れの学校がある中で、多分学校からこの中学校に行くときは何倍にもなる私は思いますよ、大臣。つまり、やはり人気がいるのではないかなどと思うのですよ。

それほどまでに今の受験戦争は厳しいといふとの裏返しでもあるし、また、中学校三年で人を決めると言わつてそれはなかなか難しいいうか大変だというふうに親御さんも思つていいし、子供さんも思つていいらつしやる。そういう中で、これをぱつとつくつていけば、やはりそれは人気が出るのではないかなと私は思つてゐる。またそういうふうにしないといけません、それしつらえに寺尾の学校をつくつていくと言

例えばこっち側に四校あって、こっち側には
あれば、それは、みんなとは言わないけれども
なりの、もう定数割れの学校がある中で、多分
学校からこの中学校に行くときは何倍にもなる
私は思いますよ、大臣。つまり、やはり人気が
るのではないかと思うのですよ。

それほどまでに今の受験戦争は厳しいという
との裏返しもあるし、また、中学校三年で人
を決めると言われたってそれはなかなか難しい
いうか大変だというふうに親御さんも思ってい
し、子供さんも思つていいらっしゃる。そういう
中で、これをほつとつくつていけば、やはりそ
は人気が出るのではないかと私は思つてゐる
またそういうふうにしないといけません、それ
れの地域に特色のある学校をつくっていくと言
っているわけですからね。

それならば、それを果たしてこれからふやし
いくのか、すべてをそういうふうな学校にして
くのか、いやいや、今の六・三・二制はそのまま
それはそれと、どちらかを選んでくださいとい
のは、これはちょっと私は政治家として少し無
任ではないかなと。やはりどちらかに将来的に
いくのだという強い見通しの上でやらないと、
がなぜそういう話をしているかというと、先ほ
私は地方の認識の話をしましたが、つまり地
自立自立と言つても、実際は文部省を見ていて
いくのですよ。何をやるためにと言つたら駄ですけれ
ども、はしの上げ下げまで文部省の御指導をいた

三、中、高、校、出、入、と、生、と、れ、ぞ、う、い、て、う、は、私、ど、責、う、は、う、り、ます。

○町村國務大臣 前段に申し上げましたが、今次私どもが進めております教育改革は、戦後のいろいろな制度の見直しと同時に、戦後の教育制度を支えてきた、あるいは日本の社会全体を支えてきた、その基本的なコンセプトなりあるいは考え方、理念というものを変えていくことが教育改革の目標であろうと思っておりますし、あるいは構本大改革の共通項ではないだらうか、こう私は考へてゐるわけであります。したがいまして、私は個々方の、先ほど申し上げましたが、小学校であれ、中学校であれ、高校であれ、それぞれの学校が特色を持つてもらうということ、それが非常に重要なと思っております。

その際に、従前と同じ発想のもとに文部省の顔色を見ていたのでは、とても特色ある学校などではあるはずがないのです。私はそういう意識改革を、それぞれの学校に、まさに今委員が言われたような地域の皆さん方に求めているわけであります。だから、半分は例えば中高一貫がいいよとか、もう八、九割いつたらいよ、あるいは全部いつたらしいよということをあえて申し上げません。そういう意識を払拭していただきたいチャンスではないだろかとさえ、あえて思つてゐるわけであります。

そういう中で、文部省が中途半端なことをやつて、いやいや、やるものも結構だし、今のままで結構ですと言つていて、私は實際進むものも進まなくなるのじやないかなという、実はこれは現状の認識の上に立つての私の心配であるし、また、そのことについては、やはり文部省はどちらかにアクセルを踏まないと私はいけないのでないかなと思つておるものですから、危惧を含めてそういう心配をしているのですけれども、いかがでござりますか。

その間に、以前と同じ発想のままでは済まない事態が現れました。そこで、これまでの経験をもとに、より実現可能な方針を模索するため、各学年で意見交換会を開催しました。その結果、多くの意見が寄せられ、最終的に以下の点が決まりました。

- ① 貢献度による評価基準の見直し：各学年の成績や活動実績を総合的に考慮して、より公平な評価を行うこと。
- ② 勉強に対する意欲と努力の評価：単なる成績だけでなく、個々の学習姿勢や努力度合いを評価するための指標を設けること。
- ③ 実践的な能力の評価：実際の問題解決や実験結果など、実践的な能力を評価するための指標を設けること。
- ④ チームワークの評価：個々の成績だけでなく、チームでの協調性や役割分担の評価を組み込むこと。

これらの方針は、各学年ともに理解され、実行されています。今後も、この方針に基づいて、より良い教育環境を実現していくことを目指します。

そして今回の答申、今回のもそうなんあります
すが、入学者の決定方法については、学力試験を行わないということを明記したというか、はつきりこの答申の中でも指摘をしていただいているります。
学校の個性や特色に応じて、面接・実技・小学校からの推薦・抽せんなどの方法の組み合わせで行う。一般・五ヶ瀬のお話をお聞きいただきたいと思いますが、あそこでもそういう意味の学力試験はやっておりません。そのことが多分、今委員が御心配をされます受験競争の低年齢化に対する一番の歯止めになるだろう、私はこう思つております。
○安住委員 思い切った入学の方法、まさに抽せんという話は非常におもしろいと私は思います。
しかし、私が非常に心配するのは、中高一貫は、将来的にはだれでも入れる身近な学校であるべきだと私は思つているわけです。だれもがなかなか入りにくくて、敷居の高い学校にしてはならないということだけは申し上げておきます。このことについては我々の党も、これが運用され初めてからしつこいくらい文部省にも申し上げるし、各市町村にも働きかけていきたいと思います。
もう一つの問題、私は、なかなかこの委員会では質問が出なかつたような気がしますが、やはり私立との共存という問題はどうしたつてあると聞かうのですよ。
私立で今ずっと中高一貫をやつているわけですね。私立の中高一貫に公立が新たに加わっていくまして少子化社会ですから生徒数が激減していく。私立との競争、共存というのはある意味では必要ではないかなと私は思うのですけれども、いかがですか。
○町村国務大臣 学校間競争、これは公立の中でもあるでしょうし、公私との間でもあるだろうと思っています。いい意味の競争を私は否定するつもりはありません。それどころかむしろ、先ほど来申上げておりますように、学校の特色で競争をする受験の際の点数で競争するのではなくて、私立であれ公立であれ、私立の建学の精神に匹敵する公

立のそれぞれの学校の特色というものを競い合つていいという意味での競争は必要だろうと思いますし、そういう意味で十分共存は可能であろう、または共存していってほしいな、私はこう思つております。

全部を私立にするのも行き過ぎだし、全部公立というのも行き過ぎであつて、そういう意味で、私立も私立もそれぞれの特色を生かしながら子供たちを教育していくくという姿になつてもらいたいと考えております。

○安住委員 先日、参考人の東京工業大学の木村先生が、教育の根本の問題というのを我が党の農村委員の質問に対して答えていました。

学歴社会は、つまるところは就職の問題、企業がどういう人間を採用するか、それから大学の入り口の問題、つまり中高一貫をこれから推進していく中等教育だけが直つても、結局は大学による時点での受験の問題をどう克服するか。それから社会そのものがつまり大人の社会がいまだにそうはいはつたつて、個性を尊重するだのやつてますけれども、しかし大臣、現実に大企業、安住した給与の高いところ、まさに役所だつてそういうんじゃないですか、それはもう否定できない厳然なる学歴社会というのは、やはりちゃんと日本の中にはあると私は思うのですよ。

その中で価値観を多様化させて、本当に一基に秀でた人間を尊重し、そしてある意味では大学なんか出なくとも同じぐらいの給与をもつて、社会の中でもちゃんとスペシャリストとしてそれなりに身分も何も含めて尊重されるような社会、つまり人が価値観を多様化しないと教育というの直つていいかないのだという、木村先生の話はそういうふうに私も受けとめました。まさにそうだと思ったのです。

であれば、中高一貫というのはまさにその入門口であつて、本丸というのは、これから文部省がある意味では一番大事なこの大学の入試、学制改革も含めてですけれども、これに本当にメスをこぎれて、そして世の中に出了社会全体の価値観を

える必要はやはりあると思うのですよ。

価値観を変えるのではなくて、価値観を多様化させるといいますか、そのことをやらなければ、幾ら真ん中の部分をかなり多様化させても、結局は日本の持っている教育の根本の問題というのは改まらないのではないか私はそういう危惧を持つておりますが、いかがでございますか。

○町村国務大臣 木村先生の御指摘、私も同感をしているわけであります。

先ほど大野委員からの御質問もございましたが、やはり企業の採用の仕方というのは非常に大きな影響があります。相当変わりつつあるなどいう印象を持っていますし、大学卒業のラベルだけで就職試験をやつているような会社は早晚つぶれる、私はこう思っておりますし、そういうことを言う企業の方々も相当ふえている。ただ現実に、では学歴が重視されているかないかと言われれば、委員御指摘のように、まだまだそれが存在しているのは事実であります。

ただ、私もちよつとうる覚えであります、学歴と年収、所得という観点だけ見ても、かつてのような差はなくなつてきていると思っております。あるいはむしろ、収入はそこそこでどこに行つても、そういう変わりがないから、自分の自由な時間が持てる職業の方がいいと言つて、そういう種類の職業を選択される方もふえていくという意味で、今委員が言われた価値観の多様化というのは着実に進んでいると私は思います。

それからもう一つ、大学入試のあり方であります。

平成二年度から、いい悪いの評価はありますが、入試センター試験というのが実施をされてきておりますが、もうちょっと前から比べますと、たまたま手元にあるのは昭和五十三年と平成十年の違い。例えば、面接をやっている国公立の大学が、昭和五十三年には百二十校中四十二校だったのが、現在は百五十二校中百四十校はやっているとか、あるいは小論文も四十校だったものが百四十九校とか、海外子女特別選抜をやっていたのが一

校だったものが百五校とか、あるいは推薦入学が三十九校だったのが百三十一校、社会人特別選抜は今や六十九校もやっているとか、多様化の努力がそれぞれの大学が相当やっている。
さらにこうした努力が進み、さらには最近はアドミッションオフィスというのがあります。そういうふたよななものも含めいろいろな多様化が図られることが必要なんだろう、私はこう思つております。

○安住委員 時間が参りました。
私は前からずっと申し上げていますけれども、本当に個性豊かな人間というか、日本は資源は何もない国なんだから、やはり立派な人間をつくること、これが一番の政治の課題ですよ。中途半端なことをしないで、今の閉塞的な教育のあり方を改めていくために、ぜひひとつ、我々も協力をいたしますので、御尽力をいただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○高橋委員長 次に、旭道山和泰君。

○旭道山委員 新党平和の旭道山和泰です。大臣各位、よろしくお願ひします。

本日の議題となっております学校教育法等の一部を改正する法律案の質問をする前に、インドネシア情勢の関連で質問させていただきます。

インドネシアにおける反政府暴動による混乱と緊張が続く中、先週、ジャカルタの日本人学校の児童生徒ら約七百人が、下校途中にスクールバスの通過箇所が封鎖され、途中で学校に引き返し帰宅することができず、学校で不安な一夜を過ごすという事態が発生しました。暴動が拡大し、途中で授業を切り上げたとはいえ、既に死亡者が出るという混乱の状況下にありながら、果たして的確な判断がなされていたか疑問を抱かざるを得ません。

一連の反政府暴動が発生してから、文部省としては、現地の情勢や日本人学校に対し、どのような情報収集に努め、また、指示を出されていたのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○町村国務大臣 大変に関係者また国民の皆さん方に、本件では特に日本人学校のことで御心配をおかけをしているわけでありますし、私ども、大変心配をしながら情報収集なり対応なりに取り組んできたところでございます。

ショナルスクールなども授業をやつしていくたどり
もあるようでござります。

ただ、その判断が本当に適切であったかどうか、
もう少し事態が冷静になつた後よく検証をして、
反省すべき点があれば反省をしなければならない
だろう、このように受けとめている次第でござい
ます。

○旭道山委員　河村(建委員長代理着席)　委員長退席、河村(建委員長代理着席)
ですから、そういう対策をすぐ講じてください。よろしくお願いします。

日本に到着をしております。また、派遣教員六十名中六十名が既に帰国をしておりまして、あと二名はスラバヤの学校の方の二名でございまして、ちよつと空港へのアクセスが悪いというようなことでホテルにいるようでございますが、これもアクセスが確保でき次第帰国をするという状況であることをまず御報告させていただきます。

されると 思います。児童生徒、派遣されている教員のスムーズな受け入れ、学習への支障を最小限

文部省としてはどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

生徒の状況については、大臣から申し上げたとおりでございます。

た事態に対処するということで、五月十八日付で各都道府県教育委員会に対しまして文書を发出い

たしまして、一時帰国した児童生徒の最寄りの中学校等への受け入れというものが、住所が移ったか移っていないかというようなことにかかわり

なく、円滑に行えるよう、各市町村教育委員会に指導を行っていただきたいという依頼をいたして

また、その旨を既に十七日の段階で、ファクス、あるいは文部省の情報掲示板等に入れまして、だれでもその情報が得られるようにしているところでございますし、さらに都道府県教育委員会の連合会、さらには全国連合小学校長会や全日本中学校

長会等の会議におきまして、直接担当者からその旨お願いをいたしてあるところでございます。現在、文部省内に、帰国をいたしました三校の管理職等を中心といたしまして、勤務場所を設定いたしまして、この方々を中心に、帰国した、あるいは他国へ出国している、あるいは現地においてます児童生徒等の具体的な所在等の確認に努めているところでござりますし、今後の事態の推移等につきましても、三校の管理職等を中心といたしまして、文部省と一体になって、状況の推移、あるいは今後の児童生徒の具体的な状況把握等、詳細に把握しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○旭道山委員 今後とも、正確な情報収集、迅速な対応、そして適切な判断による安全確保の徹底と、児童生徒のために不安を取り除くとともに、現時点における授業を含めた万全な対策をよろしくお願いいたします。

それでは、これから議題に入らせてもらいます。今回の改正で大きな焦点である中高一貫教育制度の導入の問題ですが、これは入試改革などとは違い、一度導入した後はとんど戻りができないという大きな教育改革ではないかと思います。それだけに、この制度が国民に広く理解され、十分な対策を講じることが非常に重要なことだと思います。

現行の義務教育制度が発足して既に五十年経過しました。この間、社会情勢の変化や児童生徒の減少、また教育の多様化、国際化などにより、現在の教育制度のもとではかなり無理が生じ、いわゆる制度疲労の状態にあると指摘する人も少なくありません。

そこで、まず最初に、二十一世紀に向けた義務教育につきましては、憲法に規定がございまして、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有しているということをございます。この規定を受け

まして、教育基本法あるいは学校教育法によりまして、我が国では九年間の義務教育制度というものが設けられているわけでございます。

道に、個別で文作的な生括を口説いていけるようになると、あるいは国民として自立していくための基礎的、基本的な事項をしつかり身につく

けていくということだと思っております。したが
いまして、こうした義務教育の考え方、これは二
十世紀に向けましても変わらない大切な理念で

あろうと、いふうに思ひます。
ただ、先生ただいま御指摘になりましたように、
上をひきこむことは、

社会の変化が急速に生じている。こういう中で、その社会の変化にいかに対応していく生きる力を培うか、その際、生徒たちの興味・関心でありますとか、

あるいは進路の希望といったものが多様化している、そういう現状を踏まえまして、一人一人の個性と、またもの、あるべきのよきを生かしていく

くということ、これは今後義務教育におきまして
も大変大切なことになるのではないかと思いま

基礎、基本を共通にしつかりと身につけさせるこということにあわせまして、今後は、そうした一

人一人の個性を伸ばす、そういうことに着目した教育のあり方というものが我が国の義務教育においても求められてくる。こうゆうところまで

○旭道山委員 次に、今回の中高一貫教育制度になります。

伴う義務教育制度との整合性についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○辻村政府委員 今回実施をお願いしております
中高一貫教育は、ただいま申し上げました現在の
義務教育制度との連携について、

幸運教育制度を前提として導入するものでござります。

生徒集団で学校生活を送る、そしてまた、教師も六年間を通じた教育指導に当たる、こういった特色を持つおわけございますけれども、そこで行なわれます教育の基本のところは、前半のところは中学校の教育、後段のところは高等学校の教育を基本にしつつ、中高一貫ということで特色を生かしていく、こういうことで行なうおわけござります。

したがいまして、義務教育段階におきましての中高一貫教育の制度の導入というのは、現行の中学校と異なる目的、目標を有するというものではないわけでございまして、そうした形で、中高一貫制度の導入と義務教育制度といふものは整合性が十分に保たれているものだというふうに思つております。

○旭道山委員 ありがとうございます。

あと、中高一貫教育導入に伴う学校教育のビジョンについてお聞きしたいと思います。

教育における平等性を重視しながら、その普及を図りつつ教育水準の維持向上を目的とした結果、我が国の教育は、量的に著しく普及発展を遂げるとともに、高い教育水準を達成するなど、質教育においても、大きな成果を上げました。また一方で、今日の日本の教育と子供をめぐる諸問題は、かつてなく複雑かつ深刻な事態を呈しており、その内容も拡大、多様化しているのも周知のとおりです。

今回の中高一貫教育制度の導入が、社会状況の変化や家庭教育の重要性や心のゆとりを重視し、子供の個性・能力をゆとりのある教育の中ではぐくむことを目的としているのは理解しています。しかし、法案の条文を読んで、何をどうするのか具体的なことについては何も見えてこないのが私の率直なところの感想です。

文部省としては、中高一貫教育制度の導入をすることによって我が国の学校教育のあり方をどのように示そうとしているのか、また、いかにして教育機会の平等を維持しつつ、多様化する環境の変化に対応し得る教育環境をつくり出そうとしているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお

願いします。

○町村国務大臣 中高一貫教育の導入の目的であります。現実に高校進学率が九七%とほぼ全人に近い状態になつてきておりますが、今委員御指摘のように、生徒の能力でありますとか適性でありますとか、興味・関心、非常にばらつきがあるといいますか多様化している。それに対応する教育制度が、委員御指摘のように六・三・三、こういう戦後でき上がった仕組みの中で、言うならばたた一つしかないとということでは、やはりうまくそ

うしたニーズあるいは子供たちの変化に対応できぬのではないかということにはならないのだ

う、こう思つております。

そこで、一つの試みとして中高一貫というものを考へました。特にこの段階というのは、御承知のように、自我意識もかなりしっかりと確立をしつつある段階であつたり、自分が将来何になろうか

といふことを一生懸命模索する段階であつたり、いろいろ変化が多い年でありますので、その六年間を一貫した教育課程のものでじっくりと学ぶことが可能になるというようなメリットがあるので、これが可能になるというようなメリットがあるので、ようろしくお願いします。

河村(建)委員長代理退席、委員長着席

○旭道山委員 どうもありがとうございます。

偏つてエリート校みたいになることもあるかと

思ひますので、そういうことに配慮しながら、十

分注意していくよろしくお願いします。

では、制度の中身についてお聞きしたいと思いま

す。

○河村(建)委員長代理退席、委員長着席

○旭道山委員 どうもありがとうございます。

河村(建)委員長代理退席、委員長着席

○旭道山委員 どうもありがとうございます。

違う姿になるかというと、そうではなくて、基本的に

的には、今ある中学校、高等学校の学習指導要領をかなり生かしながら、よりよいカリキュラムをつくっていくという意味からも、教育内容からも

そうした機会均等といふものは維持される、こん

なふうに考えておりますので、中高一貫教育導入したからといって、一遍に教育の機会均等から外れるではないかということにはならないのだろ

う、こう思つております。

そこで、一つの試みとして中高一貫といふもの

を考へました。特にこの段階というのは、御承知のようではないだらうかなということを考えたわ

けであります。

これらを平成十一年度からスタートさせようということで検討いたしております。その高校では、学科は総合学科ということにいたしまして、国際文化、情報科学、健康福祉、工業技術といった四系で構成する、そうした中高一貫校を検討しているようでございます。

それ以外にも、宮城県でございますとか北海道でございますとか東京都等におきまして、さまざまな検討が行われております。それ以外の県におきましても検討が行われておるところでございます。

将来、それぞれの都道府県が具体的にどの程度どんなふうに設置していくかということは、各都道府県におきましての慎重な検討を経て決定されてくるわけでございます。

河村(建)委員長代理退席、委員長着席

○旭道山委員 どうもありがとうございます。

でございます。

そのために、特に公立の学校をどうするかといふお尋ねでございますが、公立の学校につきましては、入学者の決定に当たつて、学力試験は行わない、そして、学校の特色に応じまして、面接や小学校からの推薦、実技、抽せん等の方法によつて行う。学力試験を行わないということで入学者の決定が行われるということがまず一つでござります。

それからもう一つは、規模も含めて、どういう内容のどういった教育を特色とする中高一貫校をつくるかといふことにつきましては、それぞれの設置者の御判断であるわけでござりますけれども、その判断を下すに当たつては、さまざまなお立場からの人たち、校長、教師、保護者等さまざまであるが、今問題になつておりますいわゆる受験エリート校のためにこの学校をつくるといふものではないか、こんなふうに思つております。

そうしたさまざま取り組みを通しまして、公立高校の中高一貫校の特色といふものが生かされいくものではないか、こんなふうに思つております。

○旭道山委員 本当に門戸を広げて、だれでも入れる、そしていい学校をつくってください。
質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○高橋委員長 次に、西博義君。

○西委員 再び文部大臣に御質問申し上げます。まず初めに、大きな内容で、先ほど安住委員からも若干質疑がありましたが、総理大臣からも六次改革ということで、教育改革が大変重要な政府としての方針であるという中で、教育改革の推進方法についてまずお伺いを申し上げたいと思います。

この点につきましては、近年の文部省の教育改

革の施策についてはずつと眺めてきたわけですが、何を目的にしてどの程度の姿を描いているのかということがなかなかはつきりあらわれてこないという問題がすべての問題にわたつてあると思うのです。これはもちろん国立大学とか、そういう国が直接管轄する部分においてはかなり文部省自体が方向性をはつきり出したり、直接指示をしたりということができるわけですから、多

くの場合は地方に任されている。地方の教育委員会だと、そういうところに任されているために、文部省が主体的に実施するに至らない、そういういわば半面映ゆいような部分もあるのかもしれませんけれども、そういうことが実態ではないか、こう思います。

一方、改革というのは、これはあくまでも実施してこそ改革でありまして、絵にかいたものままでいつまでもたつても実行に移されないわけですが、そういう意味では、この施策の策定に当たつて、法的には拘束力を持たせるというだけの強制力を働かすということはできないと思いますが、この実施主体である教育委員会に、施策の意義、目的、これをよく理解をしていただき、そして文部省の考へているその施策そのものを十分実現できるようなら、そういう各地方自治体の動きといふもの促していく必要があるのではないか、そこに文部省の責任があるのではないか、こう思つておきます。

单なる形式上の数値目標だけではこれは何も意味がないのですが、その施策が効果的に実施できる、こういうことであれば、私は、数値目標そのものにも意味があるのでないか、またある程度の数値目標を出すことによってその姿が描けていくのではないか、こういうふうに思うわけでござります。大臣は、政策を立案したり法整備を行えば、それでいいとは考えておらないと思うのですが、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

現在も議論されている中央省庁の再編の問題でも、これは関連して、政策評価ということが考えられますし、また委員御指摘のように、小中高の段階では基本的には都道府県、市町村に権限をゆだねておりますし、大学は国立大学もあります

方として上がっているわけでございます。評価をするということは、あらかじめ何らかの基準がある事態は改善をいたしませんと思いますので、から政策的な評価、これを文部省としてどう行っていくのか、またその基準となるべきものはどういふものなのかというふうなことをまず大臣にお伺いしたいと思います。

○町村国務大臣 委員御指摘のように、その政策をきっちり評価をしていく、そしてその評価基準をつくつて、またその後の政策の遂行に役立てるべきということは大変重要なことであると私どもも思つております。そんなこともありますて、今までいつまでもたつても実行に移されないわけですが、この実施主体である教育委員会に、評価基準をつくります。そこには、確かに選択肢は全県の人たちにあらわれであろう、こう思つております。

ただ、今委員からもお話をありましたように、この教育の分野で教値化できるようなことも確かにありますね。例えば、私ども今進めております、すべての学校をインターネットに接続しよう、小学校は平成十五年度まで、中高、特殊教育学校は平成十三年度まで、こういうことになりますと、目標年次とその対象が大変はつきりしているから、これはわかりやすいのでいいのであります。しかし、例えば子供の個性を育てる教育となると、いささか抽象的な目標になるのですが、これをどうやって評価をするかというと、これはなかなか難しい部分もございます。

特に、教育の効果というのは、ある意味では世代を超えて評価をしていかなければならぬものもありますし、また委員御指摘のように、小中高の段階では基本的には都道府県、市町村に権限をゆだねておりますし、大学は国立大学もありますが、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

○西委員 続きまして、高校改革の推進状況についてちょっと申し上げたいと思います。

今、中高一貫教育を推進するに当たつて、中学校部分につきましては義務教育ということもあり、余りバラエティーに富んだものには実態的になつていません。それに先立つて高校の部分が随分文部省も努力されて改革の推進をされている、こういう実態がございます。その中で今、中学の時点におけるいじめだと、また不登校だと、そういう実態的に大変難しい課題として残されて

いるわけですけれども、その中等教育において、高校の入学選抜制度、これが学力試験に今まで偏っていた、このために中等教育がある意味では大きくなりがんだ姿になつてきました、こういうことから、高校改革ということが言われ、総合学科を初めとする改革が今進行中であります。

それで、その実態は私も評価をしておりますし、ますます推進していくべきだ、こういうふうに思つてゐるのですが、これもまた統計なんですが「高等学校教育に関する推進状況」こういふ冊子がございまます。そこで、実態はどうなつてゐるかということを見てみますと、平成十一年度には、総合学科で百七校、それから単位制で二百三十三校、それから学校間の連携では百五十一校が今行つてゐる、こういう数字が出てまいります。高等学校の総数は、国公私立合わせて、全国で五千五百校あるのですね。我々は、この改革推進の状況に大変期待をしているのですけれども、パーセントでいきますと、総合学科でまだ全体のわずか二%、単位制で四・三%、学校間の連携が二・八%という推進状況でございます。学内でもやれるコースの変更などか学科の変更、これはもつと、千校ぐらいありますと、五分の一ぐらいは努力をされているのですが、こういう推進状況が実態でございます。

そういう意味で、今回の中高一貫制度の推進状況も、大ざつぱに見て大体こういうぐらいいのペースで進んでいくのかな、こう私自身は思つてゐるのですが、この点について、大臣、なかなか実態としてはスローペースでしか立ち上がりがないな、こういうもどかしさも含めて、私の感じていることについて、大臣の御所見をお伺いいたしたいと思います。

○町村国務大臣 高校改革の進みぐあいが甚だ遅いではないかといふおしかりをいただきました。私どもも、もつとスピードアップできたらいいな、こう思つておりますが、そこはやはり地方の自主性ということもありますので、やみくもに強制、命令ができる性格のものでございません。ただ、

例えば今総合学科のお話もされましたが、平成六年度、五年前に始めて、平成九年度は四十都道府県、七十四校であったものが、平成十一年度、今年度には四十五都道府県一市、そして百七校といふことで、三十三校ふえてるというのは、私はかなりのスピードではないだろうか、こう思つております。

ただ、いろいろな御指摘を受けました単位制高校でありますとか学校間連携等々を含めて、十分なスピードかといえば、必ずしもそうではないな、さらに一層の努力をそれぞれの都道府県にしていただきたい、こう思つております。

したがつて、この中高一貫も、大体カタツムリの歩みのようになるのではないかという御心配をいただきました。これは何せ新しい制度でございまますから、初年度から物すごいスピードで進むとの関係者があの学校を訪れてるといふことは、五ヶ瀬中学校・高等学校の関係者が参考人としてお見えになつたようでございますが、物すごい数の関係者があの学校を訪れてるといふことは、

全国の方々が並々ならぬ関心を寄せてるのだから、ということも逆に類推できるわけでございます。

そうした皆さんの熱意、努力というものを私ども国としても支えていかなければならないといふことで、今回法律を出し、法律上の補助あるいは予算上の、財政上の補助、さらには、そうした努力をさまざま形で援助をしていかなければなりませんし、何よりも、先ほど安住委員からも御指摘がありましたが、もつと国民の理解を得て、共感を得ながら進めていく必要があるというのは、

全く御指摘のとおりだと思つております。そうして、できるだけ多くの地域で中高一貫校が誕生するようにという願いを込めて努力をしていかなければならぬな、改めてこう思つてゐるわけでございます。

○西委員 先日の文教委員会で、今回の中高一貫校を設置するに当たつて地方が直面するさまざま

そこで、一つは、既存の公立中学校が一つしかない場合、自治体は中高一貫校を設置できない、この法律ではそういうふうになつておるわけでございます。二つ目には、普通の中学校に行く人の場合は、既設の施設を使いますと、高校段階において、進学できる高校の数や定員などが逆に少なくなるので、その辺の配慮が必要である。この二点を申し上げたところでございます。

この第一点の問題でございますが、最近、地方の統合ということが起つております。でも中学校の統合ということが起つております。そこで、町内で一つの中学校にするとか、事实上はそんなケースも大変多いわけでございます。そういう意味で、学校教育法第四十条の、中学校を設置しなければならないという地方自治体に関するこの条文を、中学校もしくは中等教育学校、こういふふうにしていただければどちらかということになるのですが、そういう修正ができるのかどうか、できれば、そういう可能性もつくつてあげたい、これが私の思いでございます。そういう意味で、すべての生徒が中高一貫を味わえる、味わえると遇疎といふことが日本の一つの問題点になつておりますが、私は、教育を受けさせる機会といふのいうか経験できる、その可能性をつくつていただきたいなというのが提案でございます。

これははどういうことかといいますと、結局、今これはどういうことかといいますと、どうしてこの生徒が中高一貫校へ進むのか、それが中高一貫校への就学を希望するわけでございます。そういうことで法制上の整備を申しました。

ただ、今先生遇疎というお話をあつたわけでござりますが、私は、教育を受けさせる機会といふのが、特に山間部なんかに参りますとどうしても下宿とかいうことになりますと、これが一つの大きな課題であろう。もう一つは、就職、職業の機会、これが大きな課題。あとは、高齢化を控えて医療、これあたりが三つ大きな課題として自分自身はとらえているのです。

その場合に、例えばその自治体が中等教育学校をつくりました、これに全員が希望していく、いわゆる現行の中学校への希望者はいない、こういふようなことを想定されるわけでございます。その場合には、やはり中等教育学校と必ず中学校を結ぶこと、法的には、やはり中等教育学校には、やはり中等教育学校の運営はかかるわけですが、事実上は休校のようない状態になつて、中等教育学校のみがその当該自治体にはあって、みんな希望するからということでみんなが中等教育学校に行つて、中学校としては組織としてのみある意味では存在する、そういうようなことは運用としてはあり得るといふふうに思ひます。

そういう意味で、やはりその地方地方で、この時代ならざめて高校までは親元を離れて行かなくとも、経費の面でもいろいろな面でも節約になりますから、その地方自治体が、道よりも子供だ、こういう選択をすれば、その場で高校の教育まで受けられる機会をつくれるという法的な整備、これは必ずしも全部そういう必要はないとは思つてますが、できる可能性をつくつていただきたい。こういうことも兼ねて、大臣に再び提案を申し上げたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○社村政府委員 先回の先生のお尋ねに対しまして、私どもは法制度につきましての立場から御説明を申し上げました。

今回の中高一貫教育の選択的導入、これは現行の中学校、高等学校の制度に加えまして、生徒や保護者の判断で中高一貫教育制度をも選択可能とするような、そういう趣旨のものであるということを申し上げました。そこで考えられておりますいわゆる中高一貫校は、収容員を決めて入学者の決定をして、受け入れて、六年間の一貫教育をするという学校であるわけでございます。

それに対して現在の中学校は、そこに学齢生徒がいれば必ず受け入れねばならない、いわば入学定員のない、そういう形で運営される学校であるわけでございます。そういうことで法制上の整備を申しました。

ただ、今先生遇疎というお話をあつたわけでござりますが、私は、教育を受けさせる機会といふのが、特に山間部なんかに参りますとどうしても下宿とかいうことになりますと、これが一つの大きな課題であろう。もう一つは、就職、職業の機会、これが大きな課題。あとは、高齢化を控えて医療、これあたりが三つ大きな課題として自分自身はとらえているのです。

その場合に、例えばその自治体が中等教育学校をつくりました、これに全員が希望していく、いわゆる現行の中学校への希望者はいない、こういふようなことを想定されるわけでございます。その場合には、やはり中等教育学校と必ず中学校を結ぶこと、法的には、やはり中等教育学校には、やはり中等教育学校の運営はかかるわけですが、事実上は休校のようない状態になつて、中等教育学校のみがその当該自治体にはあって、みんな希望するからということでみんなが中等教育学校に行つて、中学校としては組織としてのみある意味では存在する、そういうようなことは運用としてはあり得るといふふうに思ひます。

先回は法的な解釈につきまして申し上げたわ

けでござりますけれども、実態の運用としては、本当にこの中高一貫制度というのは使いようによつてはいろいろな可能性がある、考へれば考へるほど、現場の教育委員会の皆さんのがいろいろなことを可能性としてお考へになると思いますが、その一助となればと思つて、いろいろなケースを今お伺いしているのです。

続いて、また妙な話になるかもしませんが、中等教育学校と併設型の学校の違いについて御質問申し上げたいと思います。

この相違点は、お伺いしたところ、教員の任免権が違う、それから学校の組織体が同一か同一でないか、こういうことが基本的な違いである、こういうことを伺つております。これは地理的な条件、例えば同一の地域にあるのか、離れているといふことが要件なのか、これが一つでございます。

中等教育学校のイメージは、今までずっと議論している中で図の上では長方形にかきますので、すん胴形というイメージはどうしても強いのですが、それに対して併設型は高等学校が中学校を併設するということで、かぎ型といいますか、上が少し広がつて、高校の方が大きくて中学部分が小ささい、こういうような形が一般的に図の上ではすつとイメージされてきたわけですが、中等教育学校でも上方を少し広げるというような形が可能なかな。それから、中学校、高等学校のそれぞれ何校かで構成され、例えば複数の中学校から一つの高校というケースもありますし、複数の中学校から複数の高等学校という構成の一体型の中高一貫というような形もあり得るのかどうかということを担当者の局長にお願いしたいと思います。

○山村政府委員 二つの形態、中等教育学校と併設型の学校の違いでござりますけれども、基本的

なところは、今、西先生がおっしゃつたとおりでございます。

教師の任免権の違いでありますとか、より本質的には学校の組織体としての同一性ですね、六年間原則として同じ生徒が学校生活を送るということ。その際に、一つの学校としてこれを運営するのか。その強まりぐあいが少し緩やかで、一応中等教育学校は独立しておりますけれども、その間を選抜なしでつなぐというか、これが併設型と中等教育型の基本的な違いだと思います。

地理的にどのくらい離れているかどうかということは、これはもうそれぞれの物理的な事情等に由つてあるわけでございまして、何メートル離れていたらこちらでなければいけないというふうなことはないわけでございます。そういうふうに御理解をいただければと思います。

それから二つ目の中等教育学校と併設型のイメージであるわけでござりますけれども、中等教育学校は六年間同一の生徒が原則通つて、そこでこの教育効果はある意味ではメリットとして生かしているわけでございます。そういう意味では、通常は、すん胴形と申しますか、同じ生徒が同じ定員で推移するということであるわけでござります。

したがいまして、中途でそれをふやす、欠員補充とかということはもちろんあり得ると思いますけれども、それを大幅にふやすというようなことになりますと、いわゆる中等教育学校型の趣旨とその専門の先生が調査書を書かれるから余り影響がないというような話をされていたようになりますが、特に小学校の場合はお一人の担任の先生が中心になつてほとんどの科目並びに生活指導的なとの評価をされるわけとして、そういう意味では、過剰な競争率を引き起こすような制度になりますと、大変先生方にも負担がかかるといいますか、先生への影響というの大変大きくなるということが中学校との大きな違いだと思うのです。現場の先生に聞きますと、そうなると五、六年生はエース級を投入しないとだめだな、こういうふうな話をしておりましたけれども。

それから、すん胴形と言われるものでございま

入れやすくするという仕組みとして我々は考へているわけでござりますけれども、それでもそういうふうに思います。

○町村国務大臣 いろいろな方法が可能だらうと思いますし、事前に抽せんである程度人數を絞るのも一つの方法だらうと思います。

○西委員 どうもありがとうございます。

○高橋委員長 次に、石井郁子さん。

○西委員 具体的なことを細かくお教へいただきましてありがとうございます。

時間がもうほとんどございませんので、最後に、今までずっと皆様方の中で大変気にされてきたことは、中高一貫を行ふことによつて受験が低年齢化する、こういうことでござります。

前回の大臣の答弁をお聞きしていますと、それまでの専門の先生が調査書を書かれるから余り影響がないというような話をされていたようになりますが、特に小学校の場合はお一人の担任の先生が中心になつてほとんどの科目並びに生活指導的なとの評価をされるわけとして、そういう意味では、過剰な競争率を引き起こすような制度になりますと、大変先生方にも負担がかかるといいますか、先生への影響というの大変大きくなるということが中学校との大きな違いだと思うのです。現場の先生に聞きますと、そうなると五、六年生はエース級を投入しないとだめだな、こういうふうな話をしておりましたけれども。

○山村政府委員 後期課程の段階あるいは併設型の場合の高等学校におきまして、そういう三つのタイプがあるということでござります。(石井)委員「専門学科もいいですか」と呼ぶ)はい。専門学科もある。

普通科も総合学科も専門学科も、一般的の高等学校と同じように、中高一貫教育におきます後期の段階での学科のあり方としてはあり得るというこ

とはないか、こういう考え方をもつております。最後にその点を一言、大臣に御感想をお願いして、終わりたいと思います。

○町村国務大臣 いろいろな方法が可能だらうと思いますし、事前に抽せんである程度人數を絞るのも一つの方法だらうと思います。

○西委員 どうもありがとうございます。

○高橋委員長 次に、石井郁子さん。

○石井(郁)委員 日本共産党的石井郁子でございます。

新しくつくったという中等教育学校について、類型という問題がござりますので、質問させていただきます。

中教審の第二次答申によりますと、中高一貫教育の教育内容の類型を、現在の高等学校の学科のタイプに即して、(a) 普通科タイプ、(b) 総合学科タイプ、(c) 専門学科タイプに分類し、三つ目の専門学科タイプについては、いわゆる職業学科、芸術科、理数科、体育科、外国語科などに分けさせていただきます。

これは中等教育学校として、この三つ、あるいは今具体的に挙げられた専門学科のこういうタイプの学校ができるというふうに理解していくのでしょうか。

○山村政府委員 後期課程の段階あるいは併設型の場合の高等学校におきまして、そういう三つのタイプがあるということでござります。(石井)委員「専門学科もいいですか」と呼ぶ)はい。専門学科もある。

普通科も総合学科も専門学科も、一般的の高等学校と同じように、中高一貫教育におきます後期の段階での学科のあり方としてはあり得るというこ

とでござります。

○石井(郁)委員 特に専門学科でいうと、大変具

な高等学校のところで新たな他校からの生徒を受け

体的に出でていますので、ここは芸術科の中等教育学校もあるということですね、今の御答弁です。

そうしますと、この中等教育学校の前期課程に入学するときに、私はこういうタイプの学校を選んでしまうということになるわけですね。そう考えていいですね。

○辻村政府委員 中学校に入りますとき、あるいは中等教育学校の前期課程に入りますときに、後期課程あるいは併設型の高等学校の段階でどういったカリキュラム、教育内容が用意されているか、学科が用意されているかということを見通しながら志望者は志望をするというようなことになると思います。

○石井(郁)委員 そういうふうに考えますと、結局、中等教育学校の前期課程に入れる、つまり、現行でいうと小学校から中学校に入れるという時点でいわば専門を選ぶということになってしまふわけですね。あるいは、自分の将来の職業を選ぶということにも重なるかもしれないということになるんですね。これはやはり大変重大な問題だろう。少なくとも現在の公教育ではそういう体系をとつていませんから、私はこれでいいのかなどいうふうに言わざるを得ません。つまり、学校教育法では、中学校で専門教育をするということがなっていられないわけでしょう。

それから、特に進路にかかわって言いますと、進路を選択する能力を養うということになつてゐるかと思うのです。しかし、ここではもう進路のものを決定するということになるわけで、今回の改正でも、中等教育学校というのは、後期課程は現行の高等学校の目的、目標、前期課程は中学校の目的、目標というふうに書かれていますよね。そうすると、これは私はちょっと矛盾するのではないかと言わざるを得ないのです。つまり、学校教育法から見てもこういうことがあり得るのかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○辻村政府委員 先生のお尋ねは、小学校の段階で、三年先と申しますか四年先を見通しての選択についてです。小学校卒業時点での選択は、たしかに、中等教育学校をつくるか、あるいは中等教育学校をつくるか、どちらかの選択になりますが、生徒の実態や保護者のニーズ、そういうさまざまなものが設置者が判断するわけですが、生徒の実態を十分に調査して決定するわけがございます。したがいまして、その当該地域において、仮に教育学校がつくられるということはないだらうと思います。

そういうことで、さまざまなかかるべき課題を踏まえた形で慎重な検討を経て設置されるということであれば、それはあり得る。それぞれの設置者の判断によつて専門学科が設けられるということも当然あります。それで、それはあり得る。そのためには、それはありますけれども、およそそいつたものが求められていらないということに、そういう中等教育学校がつくられるということはないだらうと思うのです。

ところが、これは後でも出てくると思いますけれども、現在は非常に早くその子の、個性あるいは多様化という名のもとに、将来までも中学一年で決めなければ、コースを選ぶのに学校として振り分けが困るというような形で言われているのです。そういうことが事実上も進んでいるのだけれども、だから私は、学校教育法にちゃんと沿った考え方からすると、やはり逸脱ではないのかと言わざるを得ません。もう一遍、これは大臣お願いします。

○町田国務大臣 中学一年でのアンケートというお尋ねがありました。

どういう状況かはよくわかりませんが、多分、漫然と学校に行つてはだめだよ、自分の将来といふものを考えながら一生懸命勉強したり遊んだりするんだよという、一つの教育的な手段としてそういうことをやつてるので、そこで例え私は弁護士、お医者さんと書けば、それに必ず行かなければならぬというたぐいの調査とは違うのではないかなという印象を持ちました。

それから、学校教育法との関連をお尋ねでございます。今私が問題にしているのは、学校教育法で定められている公立学校あるいは公教育、義務教育といふものの考え方を言つておるわけです。それにこれも累次御答弁を申し上げておりますけれども、確かにそれは、特色あるという意味では、中学生の段階から一般の中学校とは違つたカリキュラムがあつてもいいのだろうと思います。ただ、基本は中学校の学習指導要領をベースにしながら、そしてだんだん上の学年に行くほど選択肢が広がっていくということを考えているので、例えば商業高校に併設をされる中学校の、その中学一年で専ら商業のことばかりやるということには、それはならないのだろうと思います。

ですから私は、必ずしも小学校六年の段階で一種の進路を決定しなければならないということを意味するものでもないのだろう。こう思います。ですから、委員の御指摘の趣旨はわかりますが、別に法令的に見て問題はないのではないか、こう思つております。

○石井(郁)委員 私は、この点は大変重大な問題を含んでいますなと思っておりますので、今後とも問題にしていきたいと思うのです。

いずれにしても、いろいろ質疑でなされていることでいいますと、子供がいろいろ多面的な能力を持つているということ、それを固定的に見て将来こういうコースあるいは職業に行かなければいけないかのような、やはり職業選択と能力の多面性というののは簡単ではないというふうに思つます。イコールではない、ます。だから、どうもこの中等教育学校は、併設型を含めて、その辺が非常に狭く考えられているのではないかということを、これは私の考え方として申し上げておきます。

次に、いずれにしても、十二歳の選抜ということが非常に狭く考えられているのではないかということを、これは私の考え方として申し上げておきます。

とが大変問題になつていて、もう少しはつきりさせていただきたいと、いうふうに思つます。一昨日は、きょうも御答弁いただいていますけれども、新しくできる学校の収容定員、そして学校の特色がある、だから選ぶことが必要であるし、妥当性を持っているといふような御答弁かと思ひます。その学校の特色に合つかどうか、学校の理念に合うかどうかとか、その学校の理念を実現し

てくれるかどうかかということでお尋ね、その選抜が必要だということでございますけれども、そこで、この特色ということで、一方、大臣の方は、それぞれの小学校も中学校もこれからは特色が必要であるということを強調されていらっしゃつたやつたと思うのですね。

そうしますと、要するに中等教育学校以外の公立の学校、その小学校への入学も、あるいは小学校から中学校への入学も選抜が必要になるというふうにならないでしょうか。いかがでしょうか。

○町村国務大臣 それは必ずしもそうではないと思います。

通常のというが一般の公立の小学校、中学校、高等学校も特色をぜひこれからはつくり出してもらいたいということは申し上げました。しかし、そこはやはり公立の学校ということではありますから、一定の制約があつて、定員というのはやはりそれなりに、先ほど答弁にあつたように設けなくともいいのだろうと思いませんが、ただ、私は今一遍にそれは進まないと思いますが、通学区域の彈力化ということを少しずつ進めているわけでござります。

もう少し先に行つた姿を考えたときに、例え歩いて十分、十五分、二十分ぐらいのところに三つの小学校があるという場合に、その三つの学校にそれぞれ特色があるとします。それは比較の問題ですが、私はこの学校がいいなと思っても、今の仕組みだと、あなたはAという学校に行きなさいという形で教育委員会から指定が来てしまいます。そうすると、どうもBという学校へ、特色があつて、本当は私は、距離もそんなに変わらないのであつちに行きたいのだけれども、教育委員会の指定だからAという学校に行かざるを得ないということになると、やはりそこで特色ある学校づくりというのが阻害されてしまうのではないのかなという意味で、そういう方向というものが僕は今までできるとは思ひませんし、それこそまさにそれが、私は、義務教育だから、小中学校だから

もうこの学校しかないと今やり方では、特色のある学校というのがつくりづらいのではないか。そこはそこで、やはり選抜肢があつてもいいのではないか。

そうすると、A、B、Cとあって、Aというところにほとんど集中してしまって、定員といいましょうか、物理的な収容能力を超えてしまつたらどうするのだという御疑問が多分出てくると思います。私は、その場合には一定のルールで、それこそくじでも何でもそこはやって、物理的に入れないのだからそれはしようがないですよといつて、Bという学校に若干の方々は移つていただき、というような形はあろうかと思いますが、しかし、だからといって、Aという学校にたくさん集まるのだからそこで選抜をするかというと、それは違うのだろうなと私は思います。

○石井(郁)委員 私は、やはり通学区域の彈力化とか、いろいろ文部省で議論されているわけですね。

特色を出す、そして選べるということの行き着く先は、やはり選抜になるわけですよ。それもやむを得ないということまで大臣はおっしゃつていられるわけで、その方法はいろいろあるけれども。

これは文部省はそういう方向で、今後、公教育についてそういう彈力化を進めるということとして確認してよろしいのでしょうか。

○町村国務大臣 誤解があつたら大変失礼をした

ところです。

しかし、どう言つたらいいのでしょうか、あくまでも大臣の個人的な御見解ということで済ませておいておきます。本当は撤回していただきたいといふふうに思います。

さて、もう時間が少しなんですが、私はどうしても伺いたいのは、新しくできる中高一貫と併設型と、大多数が既存のまま、この矛盾です。

先週土曜日に、いつも「教育トウデイ」という番組をNHKで報道しておりますが、ちょうど中高一貫の特集でございまして、そこでは八〇%近くの保護者が中高一貫教育導入の動きを知っていることがございました。先ほどは、国民的な議論になつてないという意見が一方ではあるのですけれども、そういう関心も高いということを実事だと思うのです。

しかし、その中で、あるお母さんが、全部を中高一貫校にするための第一歩なのでしょうかと。だ

ただ、通学区域の拡大といいましょうか彈力化といいましょうか、これは既に事例集を昨年出したり、例えばいじめがある場合はこうですよとか、そういう場合はこうですよという事例集を昨年出して、できるだけこういう事例のときは現実に教育委員会でも認めていますよ、そんなことを全国に周知をしているということで、一遍にどこまで進むかどうかは別にして、方向としては今私が申し上げた方向にある。ただ、一遍に私が先ほどちょっと御説明をしたところに今すぐ行くかというと、そこまではまだとても行かないだろうな、こう思つております。

○石井(郁)委員 大臣の個人的な御見解というこ

とでございましたけれども、しかし、大臣の御答弁はやはり文部省を規定するのではないでしょか。私は、そういう意味ではこれは本当に大変なけれども、今の大臣の御答弁を伺つていましても、これはちょっと大変なことになるのじゃないかなど私は思います。

○石井(郁)委員 私は、やはり通学区域の彈力化とか、いろいろ文部省で議論されていけるわけですね。

特色を出す、そして選べるということの行き着く先は、やはり選抜になるわけですよ。それもやむを得ないということまで大臣はおっしゃつていられるわけで、その方法はいろいろあるけれども。

これは文部省はそういう方向で、今後、公教育についてそういう彈力化を進めるということとして確認してよろしいのでしょうか。

○町村国務大臣 誤解があつたら大変失礼をした

ところです。

しかし、どう言つたらいいのでしょうか、あくまでも大臣の個人的な御見解ということで済ませておいておきます。本当は撤回していただきたいといふふうに思います。

さて、もう時間が少しなんですが、私はどうしても伺いたいのは、新しくできる中高一貫と併設型と、大多数が既存のまま、この矛盾です。

先週土曜日に、いつも「教育トウデイ」という番組をNHKで報道しておりますが、ちょうど中高一貫の特集でございまして、そこでは八〇%近くの保護者が中高一貫教育導入の動きを知っていることがございました。先ほどは、国民的な議論になつてないという意見が一方ではあるのですけれども、そういう関心も高いということを実事だと思うのです。

しかし、その中で、あるお母さんが、全部を中高一貫校にするための第一歩なのでしょうかと。だ

ただ、通学区域の拡大といいましょうか彈力化といいましょうか、これは既に事例集を昨年出したり、例えばいじめがある場合はこうですよとか、そういう場合はこうですよという事例集を昨年出して、できるだけこういう事例のときは現実に教育委員会でも認めていますよ、そんなことを全国に周知をしているということで、一遍にどこまで進むかどうかは別にして、方向としては今私が申し上げた方向にある。ただ、一遍に私が先ほどちょっと御説明をしたところに今すぐ行くかというと、そこまではまだとても行かないだろうな、こう思つております。

ただ、通学区域の拡大といいましょうか彈力化といいましょうか、これは既に事例集を昨年出したり、例えばいじめがある場合はこうですよとか、そういう場合はこうですよという事例集を昨年出して、できるだけこういう事例のときは現実に教育委員会でも認めていますよ、そんなことを全国に周知をしているということで、一遍にどこまで進むかどうかは別にして、方向としては今私が申し上げましたよう、これは一部の特別な学校でしあるが、そこはそこはやつて、物理的に入れないのだからそれはしようがないでしょよといつて、Bという学校に若干の方々は移つていただき、というような形はあろうかと思いますが、しかし、だからといって、Aという学校にたくさん集まるのだからそこで選抜をするかというと、それは違うのだろうなと私は思います。

○石井(郁)委員 私は、やはり通学区域の彈力化とか、いろいろ文部省で議論されていけるわけですね。

特色を出す、そして選べるということの行き着く先は、やはり選抜になるわけですよ。それもやむを得ないということまで大臣はおっしゃつていられるわけで、その方法はいろいろあるけれども。

これは文部省はそういう方向で、今後、公教育についてそういう彈力化を進めるということとして確認してよろしいのでしょうか。

○町村国務大臣 誤解があつたら大変失礼をした

ところです。

しかし、その中で、あるお母さんが、全部を中高一貫校にするための第一歩なのでしょうかと。だ

ただ、通学区域の拡大といいましょうか彈力化といいましょうか、これは既に事例集を昨年出し

○石井(都)委員 今すぐはそういう踏み込んだ御答弁にならないのかと思ひますけれども、これは明らかに矛盾ですよ。

だつて、ある子供にとっては本当に、今国民的に、地獄のようなど先ほど民主党さんの議員立法にもありましたけれども、この受験戦争をやはりなくしてほしい、中学校教育をゆがめているという問題が指摘されながら、できる新しいところで、それはありませんよと言ひながら、大多数はそこを残しておくる、こんなことが私は許されるのかというふうに思ひます。

教育というのは、特に子供の側から見て、公正で公平が原則だと思うのですよ。しかも義務教育という問題があるわけですから。そこをこんな形で踏み破るということは、私は許されないというふうに思ひます。今の高校入試というのは、方法をいろいろと変更というか、考えれば考へるほどますますがんじがらめになつて、決して入試は緩和していないわけですから。

それから、特定のところに集中すると言ひますけれども、やはり子供たちからしたら、厳しい入試での振り分けになつて、それが中学校をゆがめているという問題なんですね。子供たち一人一人の心をゆがめているという問題ですから、本当に今英断をもつてこの高校入試を廃止する。学校教育法の施行規則五十九条にあるわけでしょう。高校入学の選抜を課すというところがここから来ているわけですから、私は、学校教育法を変えるのだから、今こここそを本当に変えてしまつたという思いなんですね。

そういう意味で、希望する者、子供たちが全員入学できるという条件は客観的にある。そして、そこでもみんなが、高校も中学校もやはり英知を絞るという段階に来ているわけです。ぜひそのことを心からお願ひをします。

それから、私は多様化ということを、高等学校の多様化ということをここ数年進んできたこの高校の実態が本当に何なのかということについても分析、検討を加えた上でこの問題にも接近

をしたいというふうに考えていました。

大変時間をオーバーいたしましたが、以上のことを強く申し上げまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○高橋委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

先日來の参考人の皆様のお話にもあつたように、今回の中高一貫、こういうものを社会的に承認させていくためには、とりわけ大学入試における選抜のありようがいわば劇的に変化をしていかなければならぬ、そこが変わらなければ、この中高一貫ということのある方向の転換の趣旨がうまくいかないのではないかという指摘がございました。

した。

この点についてまず文部大臣に伺いますが、大学入試における転換、これをいつ、どのように始めようとされているのか、具体的なそういうたプランが今明快に見えていたのか、そこを伺いたいと思います。

○町村国務大臣 先ほど、前のどなたかの御議論にもございましたので、若干重複になるかもしれません、大学入試の選抜方法、私は相当変わつてきました、こう思つております。もちろんまだまだ従前型のところもありますが、例えば国公立の大学で見ても、面接、小論文、実技、英語のリスニング、推薦入学、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜などなど、非常に多くの国公立、私立もそう

なんですが、変化を遂げてきております。そうした動きをさらに求めていたい、私はこう思つております。

大学で努力してもらいたい、私はこう思つております。

また同時に、現在大学審議会では、二十一世紀の大学像を描きながら入試のあり方も議論をしていただいております。例えば、アドミッションズオフィスというのを、大学の入試担当部門、これを、今慶應とか同志社とかでやつてあるといいます。先般の中教審の中間報告にも書いてございました

やつたりというような形で、相当いろいろな工夫、やはり何

努力が国公私立を通じて行われている。こうした方向でさらに努力をしていきたいし、また文部省としてもこれからよりよい方策を求めて考えていただきたいと思つております。

○保坂委員 重ねて伺いますが、何度もの中教審答申も、他の答申もそうなのですけれども、例えば、小学生が十時、十一時に塾から電車で帰つてくるという状態がありますよね。それから、この点は当委員会で昨年も指摘したところなんですが、それでも、ゼロ歳、一歳、二歳、そのころから幼児に対しても、幼稚じやないですね、乳幼児に対する親はやはり早期教育ということがなされて、これは大変子育て環境を激変させている。

文部大臣に伺いたいのですが、今、指摘された受験競争あるいは偏差値一辺倒の価値観は依然として深刻な状態なのか、あるいはそういうものはもう過去のものになつて、いるのか、どちらだとお考えでしょうか。

した。

○町村国務大臣 なかなかどちらかということを明確に判断する基準がないわけありますが、依然として、偏差値といいましょうか、点数でしか物事を見ないというような傾向は、親御さんにもあるし、社会にもあるし、また子供たち本人にもあるのだろう、こう思ひます。ですから、先ほど来て、どなたかの御議論にもありました、まずは、要は、例えば社会に出るときに、ある大学を出ていればどこでも入れるという状況がおかしいので、そこは実際随分変わりつつあるなと思つております。

それがどんどん下の方へおりていきますと随分変わつてくるのだろう、私はこう思つております。まして、早期教育の弊害を委員言われました。先般の中教審の中間報告にも書いてございました

ます。

先生御指摘のように、先ほどの中教審の中間報告でも、家庭が、平均値との比較とか偏差値などの相対的な順位ということにとらわれて、いる状況というのが浮かび上がつて、いるわけでございました。日本の親に対しまして、そういうことでは決して子供たちがうまく育たないということで働きかけていく必要があるという御指摘をいただいておりますので、私ども文部省といたしましては、中高一貫ということだけではなくて、むしろ全体の家庭教育におきましてそういう配慮をしていただ

ふえているという状況でありますから、やはり何とかそれをよりよい方向に持つていただきたいとは考えております。

○保坂委員 率直に言つて、子供が少なくなつて少子化が進んで、いわば受験の門の広さは変わらないわけですが、それでも、行く人数は減つているわけですね。そうすると、まあ緩和されるのかなど思いきや、そうではなくて、社会に対する不安も重なつて、か、教育投資だけは、どうしても親はよ

り率直な現状だと思います。

しかししながら、今回の中高一貫は、そういう受験エリート校化しないというところに重きがあるわけで、これは前提条件となつていて理解をいたします。

した。

受験エリート校化から何から、人生の過半を占めた価値観をいわば転換していただく必要がある、その定規を一回変えていただく必要があるわけだと思います。

そうすると、父母に対して、大学受験に有利かどうかという、父母の持つて、いるあるいは今のお父さん、お母さんたちが育つてきた子供時代の学校体験から何から、人生の過半を占めた価値観をいわば転換していただく必要がある、その定規を一回変えていただく必要があるわけだと思います。

どうするかといふと、父母の持つて、いる、その定規をいわば転換していただく必要がある、その定規を一回変えていただく必要があるわけだと思います。

○宮岡政府委員 事務的にちょっと御説明いたします。

ふえているという状況でありますから、やはり何とかそれをよりよい方向に持つていただきたいとは考えております。

○保坂委員 率直に言つて、子供が少なくなつて少子化が進んで、いわば受験の門の広さは変わらないわけですが、それでも、行く人数は減つているわけですね。そうすると、まあ緩和されるのかなど思いきや、そうではなくて、社会に対する不安も重なつて、か、教育投資だけは、どうしても親はよ

り率直な現状だと思います。

しかししながら、今回の中高一貫は、そういう方向でささらに努力をしていきたいし、また文部省としてもこれからよりよい方策を求めて考えていただきたいと思つております。

○保坂委員 重ねて伺いますが、何度もの中教審答申も、他の答申もそうなのですけれども、例えば、小学生が十時、十一時に塾から電車で帰つてくるという状態がありますよね。それから、この点は当委員会で昨年も指摘したところなんですが、それでも、ゼロ歳、一歳、二歳、そのころから幼児に対しても、幼稚じやないですね、乳幼児に対する親はやはり早期教育ということがなされて、これは大変子育て環境を激変させている。

文部大臣に伺いたいのですが、今、指摘された受験競争あるいは偏差値一辺倒の価値観は依然として深刻な状態なのか、あるいはそういうものはもう過去のものになつて、いるのか、どちらだとお考えでしょうか。

した。

○町村国務大臣 なつかなからどちらかということを明確に判断する基準がないわけありますが、依然として、偏差値といいましょうか、点数でしか物事を見ないというような傾向は、親御さんにもあるし、社会にもあるし、また子供たち本人にもあるのだろう、こう思ひます。ですから、先ほど来て、どなたかの御議論にもありました、まずは、要は、例えば社会に出るときに、ある大学を出ていればどこでも入れるという状況がおかしいので、そこは実際随分変わりつつあるなと思つております。

それがどんどん下の方へおりていきますと随分変わつてくるのだろう、私はこう思つております。まして、早期教育の弊害を委員言われました。先般の中教審の中間報告にも書いてございました

ます。

先生御指摘のように、先ほどの中教審の中間報告でも、家庭が、平均値との比較とか偏差値などの相対的な順位ということにとらわれて、いる状況というのが浮かび上がりつて、いるわけでございました。日本の親に対しまして、そういうことでは決して子供たちがうまく育たないということで働きかけていく必要があるという御指摘をいただいておりますので、私ども文部省といたしましては、中高一貫ということだけではなくて、むしろ全体の家庭教育におきましてそういう配慮をしていただ

午後零時二十八分教會

あわせて、得意分野と個性を持つ教員を養成するため、一種免許状及び二種免許状に係る教職課程に新たに選択履修方式を導入するものであります。

第二は、社会人の学校教育への活用を一層促進するため、特別免許状制度及び特別非常勤講師制度を小学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校のすべての教科に拡大するとともに、特別免許状の有効期間の下限を延長し、特別非常勤講師については許可制から届け出制へと改めるものであります。

第三は、いじめ、登校拒否、薬物乱用、性の逸脱行動等の問題に適切に対応するため、三年以上の教職経験を有する現職の養護教諭が保健の授業を担任する教諭または講師となることを可能とするものであります。

第四は、盲学校、聾学校及び養護学校の各部において、精神薄弱者である児童、生徒に特殊の教科以外の教科の指導を行う場合、盲学校等の普通免許状に加え小学校等のいすれかの学校の普通免許状を有していれば、部及び教科の種類にかかわらず全教科の指導を可能とするものであります。

第五は、一種免許状授与の基礎資格に、大学に三年以上在学し大学院への入学が認められた場合を含めることとするものであります。

第六は、学位授与機構の認定に係る短期大学専攻科において、一種免許状の授与を受けるための単位修得を可能とするものであります。

最後に、この法律は平成十年七月一日から施行することと定めます。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

中高一貫教育の推進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、中高一貫教育を専ら中等教育学校において実施することを明らかにするとともに、その設置の促進に関し必要な措置等を定め、もって中高一貫教育の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中高一貫教育」とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を貫して施すことをいう。

(中高一貫教育の実施)

第三条 中高一貫教育（中等教育に係るものに限る）は、中等教育が次代を担う青少年の人間形成の基盤を養成する極めて重要なものであることにかんがみ、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の三各号に掲げる目標のほか、ゆとりのある学校生活の中で、多方面にわたる交流及び体験を通じた教育並びに個性に応じた多様性のある教育を実施することにより、自助、自立及び共生の精神を養うこととする。

(中学校及び高等学校の廃止等)

第四条 中学校及び高等学校は遅くともこの法律の施行後十年以内に廃止され、中等教育は専ら中等教育学校において実施されるものとする。
（中高一貫教育推進審議会）

第五条 都道府県は、その区域内の公立の中等教育学校の後期課程においては、授業料を徴収しないものとする。
（公立中等教育学校整備計画）

立中等教育学校整備計画」という。を定めるものとする。

2 公立中等教育学校整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の中等教育学校の整備の目標に関する事項

二 計画期間

三 公立の中等教育学校の配置、規模その他公立の中等教育学校の設置に關し必要な事項

四 公立の中等教育学校の教職員の確保に關し必要な事項

五 公立の中等教育学校の教育課程に關し必要な事項

六 計画期間内の公立の中学校、高等学校及び中等教育学校の間の連携に關し必要な事項

七 へき地における中高一貫教育の円滑な実施に關し必要な事項

八 前各号に掲げるもののほか、公立の中等教育学校の整備のために必要な事項

九 都道府県は、公立中等教育学校整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、その区域内の市町村（特別区を含む）の意見を聽かなければならない。

十 都道府県は、公立中等教育学校整備計画を定めようとするときは、その区域内の私立の中学校、高等学校及び中等教育学校の配置状況等を十分に考慮しなければならない。

十一 都道府県は、公立中等教育学校整備計画に基づき、国及び関係機関と協力しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

十二 地方公共団体は、公立中等教育学校整備計画に基づき、国及び関係機関と協力しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

十三 教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第三条第一項ただし書を削り、第一章中同条の号）の一部を次のように改正する。

事に建議する。

3 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

（法制上の措置等）

第八条 国は、中等教育学校の設置の促進等に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講ずるものとする。

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

中高一貫教育の推進に関する法律案

除く。)における前三号に掲げる事項及び特殊の教科の領域の一部に係る事項。

- 五 教科に関する事項で文部省令で定めるもの
- 六 前項の場合において非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項で定める授与権者に届け出なければならぬ。

い。第四条第六項第一号中「小学校教諭にあつては」

- 七 の下に「国語、社会、算数、理科、生活」を加える。
- 八 第九条第二項中「三年」を「五年」に改める。
- 九 第十七条第二項中「第二項本文」を「第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

- 一 第十九条第六項第一号中「小学校教諭にあつては」の下に「国語、社会、算数、理科、生活」を加える。
- 二 第九条第二項中「三年」を「五年」に改める。
- 三 第十七条第二項中「第二項本文」を「第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十一条第一項中「三年」を「五年」に改める。第十七条第二項中「第二項本文」を「第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十七条第三項及び第十四項中「第一項本文」を「第一項」に改める。

文教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかるらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部省令で定めるものの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

精神薄弱者に対するものに限る。)を担当する教諭又は講師は第三条の規定にかかるらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。

四〇	四〇	一〇	四〇	一〇	一八	一八
一九	一九	一五	一九	二七	四一	四一

を

一〇	一〇	一〇	四	八	八	四一
一三	一三	二	一九	三一	四一	一〇
一六	四〇	四	二四	三一	一〇	三四

に

八	一六	一六
二三	三五	三五

第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十三条 第三条の二第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第三項、第四項及び第十四項中「第一項本文」を「第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

18 養護教諭の免許状を有する者(二年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。)で

養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかるらず、その勤務する学校

（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあつては、体育の教科の

の）の教授を担任する教諭又は講師となること

ができる。

19 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条の規定にかかるらず、盲学校、聾学校又は養護学校

の担当する各部の教諭又は講師となることがで

きる。

二四

を

六

三五

三四

一〇

に改める。

別表第一中備考第一号の二を備考第一号の二とし、備考第一号の次に次の二号を加える。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部大臣がこれと同等以上の資格を

有すると認めた場合を含むものとする（別表第一の二の二欄の「前号」を「第七号」に

改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第七号の次に次の二号を加える。

別表第一備考第八号中「前号」を「第七号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第七号の次に次の二号を加える。

八

一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位

数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻

科で文部大臣が指定するものの課程におい

て修得することができる。この場合におい

て、その単位数からそれぞれの二種免許状に

係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞ

れ差し引いた単位数については、短期大学の

専攻科の課程において修得するものとする。

八

一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位

数は、短期大学の専攻科の課程において修得

するものとする。

八

別表第四中

四〇	四〇	二一〇
三		一〇

一〇	四	三
四		

に改める。

別表第五備考第一号の次に次の「一」号を加える。

一の二 第二欄の「学士の学位」には、文部大臣がこれと同等以上の資格として認めたものを含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第三条第二項ただし書の規定による許可を受けている者は、この法律の施行の日に、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

4 この法律の施行前にされた旧法別表第一備考第五号イの規定による課程の認定（旧法別表第二に係るものを含む。）、旧法別表第一備考第三号の規定による教員養成機関の指定及び旧法第五条第一項の規定による養護教諭養成機関の指定（次項において「旧法による課程認定等」という。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 文部大臣は、新法第五条第一項並びに別表第一備考第三号及び第五号イの規定にかかわらず、平成十一年二月三十一日までは、旧法による課程認定等をすることができる。

6 平成十二年四月一日前に大学又は旧法別表第

一備考第二号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第五条第一項の規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第一又は別表第二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

7 平成十二年三月三十一日までに旧法別表第四に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第四に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

9 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項を削る。

理 由

教員の資質の保持と向上を図るために、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする単位数を改めるとともに、特別免許状を授与することができる教科並びにその教授及び実習について教員免許状を有しない者を非常勤の講師に充てることができる事項の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年六月十六日印刷

平成十年六月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F